今月の窓

落ち穂拾い

ミレーの代表作である「落ち穂拾い」（1857年）はパリのオルセー美術館が所蔵している。それが山梨県立美術館にもあるのだと，同僚のＭ氏が教えてくれた。調べてみると，確かに構図のよく似た1853年の作品が同美術館にあった。同美術館はミレー作品の収集に力を入れており，このほかにも，1857年の「落ち穂拾い」の直前に制作されたほぼ同じ構図の版画や，「種をまく人」（同名の絵がボストン美術館にある）など，約70点を所蔵している。

ミレーは，若いころは生活のために裸体画を多く描いていたが，後に自然の中で働く農民を描くことに集中するようになり，画風も「晩鐘」にみられるように，気高さを感じさせるものになっていった。貧しい農民の生活を積極的に，高い芸術性をもって描いた彼の作品は，農家に長男として生まれたことが大きく影響していると思われる。

山梨県立美術館で「落ち穂拾い」の前に立ったＭ氏は，麦と稲の違いはあるものの，その収穫の風景を見ているうちに，子供のころに過ごした農村の記憶が生々しくよみがえってきたのだという。天日乾燥する稲の束，足踏み式の機械での脱穀，麦踏みの思い出，等々。私もまた，幼い私の前に広がっていた出来秋の黄金に輝く稲の波と，その上に注いでいた陽光を，その上を駈けていた風を思い出すことがある。ミレーの見た落ち穂拾いの風景のなかにも，時代を超えて変わらぬ農村の光と風があったに違いないと思う。

しかし，今日のわが国では事情が変わりつつあるのかも知れない。農村から都市への人口の大量移動の時期から数十年が経過し，多くの日本人にとって，農村の記憶が弱まりつつあるように思われる。「落ち穂拾い」を，遠い昔の異国の風変わりな光景とみる受け止め方も出てくるかも知れない。農業者と都市生活者，農村と都市はそのように隔てられたものではなく，食料や水という人間にとっての基本的な物資によって，また農業の持つ多面的機能の恩恵によって，お互いが強く結ばれているはずなのに。

また，わが国の絵画をめぐる状況をみると，芸術とは無縁な出来事が目につく。バブル期に絵画が投機の対象となり，日本人が次々に世界の名画を買いあさったことは記憶に新しい。それらの絵画は，倉庫の奥深くしまわれて人の目に触れないものも多いし，現在では逆に，大変な安値で海外から買い戻されることもある。行方不明になっている名画もあるという。このような現象は，わが国の鑑賞者の意識にも微妙な影響を及ぼしていないだろうか。「○○億円の絵」という目で見られ，値段でその輝きを測られるのだとしたら，悲しいことである。そういう目で見た時，ミレーのやわらかい色彩のなかに，人はどのような輝きを見いだすのだろうか。（もちろんこれは，山梨県立美術館のミレー収集について述べているのではない。同美術館の収集には思想が感じられると思う。）

「落ち穂拾い」を見る人の誰もが，そこに自らの内なる農村を見いだし，その値段ではなくその絵自体の価値によって感銘を受ける，そんな当たり前のことがまだわが国では不可能ではないのだと信じたい。

本号では，「地域農業，そして地域社会農業へ」「ＥＵの条件不利地域農業政策の教訓」「漁協系統における組織整備と事業・経営の動向」をとりあげた。

（(株)農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆・いしだのぶたか）

農林金融　第 56 巻　第 4 号〈通巻 686 号〉　目　次

今月のテーマ

農業・農政の将来方向を探る

今月の窓

㈱農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆

WTO体制下の日本農業の方向

地域農業，そして地域社会農業へ　蔦谷栄一 —— 2

日本の中山間地域政策を改善するために

EUの条件不利地域農業政策の教訓　須田敏彦 —— 28

信用事業を中心に

漁協系統における組織整備と事業・経営の動向
出村雅晴 —— 49

談話室　歴史は繰り返す？
新潟大学経済学部教授　藤井隆至 —— 26

組合金融の動き　最近の個人預貯金動向
長谷川晃生 —— 62

統計資料 —— 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

地域農業，そして地域社会農業へ

―― WTO体制下の日本農業の方向 ――

〔要　　旨〕

1．我が国では自由化・規制緩和，円高，内外価格差等から輸入農産物が増加してきた。そしてWTO交渉では関税率の大幅引下げが求められており，結果によっては輸入農産物の一段の増加，食料自給率の低下，さらには日本農業の縮小，活力低下が懸念される。

2．こうした情勢に対応するとともに，食をめぐる事件等が続発したことから，食と農の再生プランが打ち出され，食の安全・安心確保とともに，経営の法人化推進による農業の構造改革等への取組強化がはかられようとしている。

3．しかしながら，これからの国際化時代のなかでの日本農業の方向性を考えていくにあたっては，コスト偏重から脱却し，我が国の自然条件，特性等を十分に踏まえ，品質・安全性等を重視した農業を考えていくことが重要であるとともに，最大の生き残り戦略になると考える。

4．すなわち，輸入農産物の特性である大量かつ広域流通を前提にしての定時・定量・定質・低価に重点を置いた農業ではなく，環境にやさしく，水田稲作を中心としながら，本来そこにある野菜等の在来種，地域農産物，これらを組み合わせての多品種少量生産，さらには草地や林地の下草等の地域資源を大いに活用した，その地域ならではの，特色ある地域性豊かな農業への転換が求められる。

5．最近，地産地消，産直，スローフード等の多様な取組みが目につくようになってきたが，これらは地域特性を生かした地域農業をベースとしての，単なる食と農の接近にはとどまらず，地域社会形成と一体化し，コミュニケーションの創造と同時に，文化的取組みを重視していこうとしているところにポイントがある。

6．このようにこれまでの地域農業では包みきれない実態が形成されつつあり，生産者と消費者との直接的関係，社会性をも重視した「地域社会農業」という概念をもって整理していくことが必要になってきている。

7．地域社会農業を目指すにあたって，我が国の多様性に富んだ農産物や，郷土料理をはじめとする豊富な食文化，狭小な国土と発達した交通網による短縮された時間距離等，我が国はむしろ他国にはない環境・条件に恵まれている。とくに，所得水準が高く，安全性等についての意識の高い多数の消費者の存在について再認識が必要である。

8．なお，国際化が進行するなかで，我が国の農業を維持していくためには，直接支払等支援や激変緩和のための国境措置が必要であるが，支援によって目指していくべき農業が，環境保全型を前提にした地域社会農業であることを明確にし，この方向に政策全体の整合性をはかっていくべきである。

目　次

１．はじめに
２．日本農業をめぐる最近の情勢変化
（1）　WTO体制の進展とFTA
（2）　東アジア食料供給圏の形成
（3）　安全・安心をめぐる動向
（4）　地域社会の崩壊
３．食・農をめぐる動き
（1）　政策
（2）　生産
（3）　流通
（4）　その他
４．我が国農業の環境・条件とその特徴等
（1）　我が国農業の環境・条件
（2）　日本農業の特徴と不可欠な支援
５．地域農業と地域資源
（1）　地域農業への取組経過
（2）　地域農業と地域資源
６．注目される地域での取組み（北海道）
（1）　北の屋台と野菜王国（帯広市）
（2）　恵庭アグリ企画（恵庭市）
（3）　メノビレッジ長沼（長沼町）
７．地域農業から地域社会農業へ
（1）　地域農業から地域社会農業へ
（2）　吉田喜一郎氏の地域社会農業論
（3）　今日的地域社会農業論
８．むすび

１．はじめに

市場化・自由化の進展にともない，農畜産物の輸入は増加の一途をたどってきた。ここ数年の中国からの野菜輸入増加は著しい。

食料・農業・農村基本法に基づき，2010年，カロリーベースでの食料自給率45%の目標を設定して自給率の向上に取り組んではきたものの，01年度実績は４年連続しての40%にとどまっている。

このような食料自給率低迷にともない，農業後継者確保の困難化，耕作放棄地の増加，農山村の活力低下・荒廃等がもたらされている。そして農山村の荒廃等は農業の持つ環境保全，水源涵養や農村風景等の多面的機能発揮等を困難にするとともに，農村文化，食文化等我が国の基層文化の喪失をも招きつつある。

こうした厳しい情勢が続いているが，直近では，WTO交渉で関税率の大幅引下げ等を求められており，事の成り行き次第では，米，乳製品等基礎的食料への甚大な影響が懸念されている。また，暫定セーフガード，残留農薬問題等により前年比減少している中国野菜の輸入も遠からず増勢に転じるものとみられ，実質的には中国をはじめとする東アジア食料供給圏的な関係が形成されつつある。

一方で，地産地消，産直，スローフード，地域営農等，地域をベースにした多様な取組みが目に付くようになってきた。こうした食と農をめぐる多様な動きを加速させ，広範に展開していくことが農業・農村活性化のキーポイントとなろうが，ここで見逃

してならないことはこれらの動きが，単なる食と農の接近だけにはとどまらず，地域社会の形成，活性化と融合しながら広がりをみせつつあるということである。すなわち食と農の接近が地域社会形成と一体化し，社会性，文化性を包み込み，質的変化をきたし進展しつつあるのである。そして現状は，こうした変化しつつある実態に対応して，従来から言われてきた「地域農業」ではなく，これにもっと膨らみをもたせた「地域社会農業」という概念(注1)をもとに，食と農の接近，さらに言えば日本農業のこれからのあり方を整理していくことが必要な状況にあると考える。

地域社会農業は，生産者と消費者とが一体となってのコミュニケーション創造に最大のポイントがあり，ここでは地域性豊かな農産物を提供する生産者に，農産物を食べた消費者のレスポンスが届けられ，消費者も安全・安心な農産物をもって食を楽しむと同時に，農作業に参画することもできる。そして地域の特色，個性が最大限に尊重され，そこにしかない味が価値を有することになる。

この地域社会農業こそが，WTO体制がさらに浸透する世界での，日本農業の将来方向として位置付けられるべきであると考えるが，その場合，我が国は，少量多品種生産を支える多様な自然条件と集約的・高度な農業技術，所得水準のみならず安全性等に対する意識の高い多数の消費者の存在，高度交通網の発達による都市と農村との短い時間距離等，このための環境・条件にきわめて恵まれているのである。

我が国農業が，自由化・市場化・国際化の荒波に翻弄され，飲み込まれかねない状況下，昨今の情勢も織り込みながら地域社会農業について整理し，日本農業のグランドデザインを構築していくことが求められる。このためには，豊富な実態調査と十分な議論を要するが，本稿では厳しさを増す我が国農業にとって地域社会農業を確立していくことの必要性と，地域社会農業についての一次的整理を試みることとしたい。

(注1)「地域社会農業」なる概念は,約20年前に，福岡県農業大学校講師であった故・吉田喜一郎氏により打ち出されている。詳細は第7章のとおり。

2．日本農業をめぐる最近の情勢変化

特記すべきはWTO体制の進行と，中国の影響の増大，そして消費者の安全・安心に対する関心の高まりである。

(1)　WTO体制の進展とFTA

〈増加する農畜産物輸入〉

88年の牛肉・オレンジ自由化容認等によって農畜産物輸入は増加し，自給率は低下してきた。93年のGATT合意，95年のWTO発足以降，自給率は停滞し，農産物価格は低下している（第１図）。

〈一段と強まる輸入圧力〉

WTOの非公式閣僚会議がこの２月の14日から３日間にわたり東京で開催されたが，これに先立ちWTOのハービンソン議

第1図　主な食品の食料自給率の変化と目標

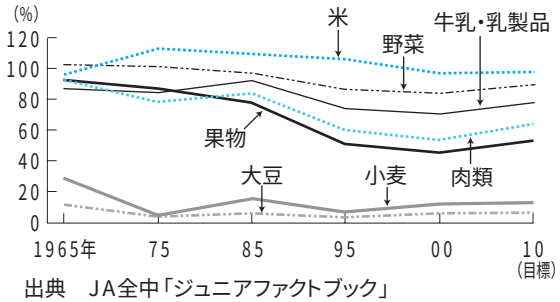

出典　JA全中「ジュニアファクトブック」

長から議長原案が提示された。

その内容は，

①関税引下げ：平均60～40%の引下げ。最低で45～25%の引下げ

②関税割当数量：消費量の10%。一部については８～12%も可

③国内補助：５年で60%の削減

④輸出補助金：９年で撤廃

というものであった。

議長原案に対しては，日本，EU等は輸出国の利益を重視したもので受け入られないとする一方，アメリカやケアンズ諸国，開発途上国は不十分な内容であるとして，会議は実質的な進展がみられないまま閉幕とされた。その後，３月18日第一次案改訂版が出されたものの，交渉が期限までに進展をみることができるかどうかは予断を許さない情勢にある。

議長原案で最も大きな影響を受けるのは米や乳製品の基礎的食料で，米の場合，最低の45%の引下げが行われたとすると，関税率は490%から270%程度にまで下がり，60kg当たりのアメリカ産米の価格は17,133円，中国産は16,533円となり，国産米とほぼ拮抗することが見込まれている。

こうしたWTOの動きと併行して我が国もシンガポールと二国間自由貿易協定（FTA）を締結し，メキシコ，韓国との協議・検討もすすめているが，今後，様々のチャネルをつうじての市場開放圧力が強まる可能性がある。中国もASEANとのFTA交渉をすでに開始するなど，WTOとの整合性をも含めて，今後の成り行きについては注目を要する。

(2)　東アジア食料供給圏の形成(注2)

中国は一昨年12月にWTOに加盟したが，我が国は従前より対中国貿易は最恵国待遇により対応してきたことから，WTO加盟とは関係なく貿易が行われてきた。

一昨年の長ネギ，シイタケ，イグサ（畳表）に対するセーフガード問題に象徴されるように，中国産野菜の輸入は急増してきた。ここにきて残留農薬問題の影響から前年比20%程度の減少を示してはいるものの，これは短期的なものとみられる。

中国産野菜が増加している理由として，低コスト労働力にもとづく圧倒的な価格競争力があげられるが，このほかに小売で圧倒的シェアを占めるスーパーや，食の外部化の進行にともなう外食・中食，食品産業等は，安定供給ニーズとあわせて低価格志向がきわめて強い。

こうした業務用やスーパー等の需要に対して卸売市場の対応が不十分であった一方，輸送技術や情報技術等の進展が大量の野菜輸入を可能ならしめてきた。そして中国からの野菜輸入は，従前，国内での不作

等にともなう一過性のものであったが，開発輸入が主であることも含めて，中国に大量の野菜生産を依存する構造が形成されてきた。

さらに黒龍江省等での野菜作付増加により，周年供給体制の整備がすすめられているなど，日本に対する供給圧力は一段と強まってくることが見込まれる。

また，韓国，台湾も我が国と同様に，中国からの農産物輸出攻勢を受けて輸入が増加しており，韓国では輸入ものとの差別化をはかるため，助成措置を講じて施設化を推進しており，これによる高品質の野菜・果実生産に注力している。その一部であるカラーピーマン等がまた日本に向けて輸出されているのである。

こうした動向の背景には，各国とも一人当たり米消費量の減少にともなう食料余剰基調と，中国のWTO加盟にともなう米等から野菜等への作付転換が一段とすすむことが予想される。価格で優位性を持っている中国野菜が，その他各国の野菜をも席巻し，結果的に中国は東アジアの食料基地的地位を占めつつあり，各国とも中国との競争と協調が大きな課題となっている。

(3) 安全・安心をめぐる動向

このところ食の安全・安心を脅かす事件が続発してきた。

中国野菜からのクロロピリホス等，基準を上回る残留農薬の相次ぐ検出。協和香料化学による30年以上にもわたる違法成分の香料への使用。無登録農薬の44都道府県での流通・使用。

また，輸入肉を国産と偽ってのBSE対策補助金の取得と証拠隠滅。さらには鶏肉，豚肉，干しシイタケ等の産地や銘柄の偽装が相次いだ。

こうした一連の事件続発にともなって消費者の食の安全・安心に対する信頼は大きく失われることになった。例えば全中が実施した「食料・農業・JAに関する調査」によれば，食の安全性に不安を感じている人（「大変不安である」と「やや不安である」を合わせたもの）は76．9%にも及んでいる。(注3) また，全国世論調査では，食品表示を「信頼している」人は49%（「大いに」「多少は」の合計）にすぎず，「信頼していない」（50%）とほぼ拮抗している。(注4)

（注2） 拙稿「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向」本誌2001年6月号

（注3） 全中が2002年11月8日～22日にかけて1,200人を対象に，郵送による調査（有効回収数1,071人。回収率89．3%）。

（注4） 読売新聞社が2002年8月24，25日，面接方式により3,000人を対象に実施（有効回収者数1,917人。回収率63．9%）。

(4) 地域社会の崩壊

昭和一けた世代のリタイア増加と後継者難から耕作放棄地は急増している（第２図）。

水田稲作や畜産で規模拡大等はみられるものの，全般には，農業生産の停滞，農村の活力低下が進行している。さらには，農業技術の伝承が滞るとともに，農村文化，食文化等の引継ぎも困難化するなど，地域社会の維持そのものが危ぶまれる状況にある。

第2図　耕作放棄地，不作付地の推移

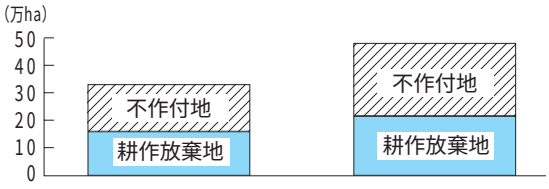

(単位　千ha，%)

	耕作放棄地	耕作放棄地率	不作付地	不作付地面積割合
1995年	162	3.8	156	3.9
2000	210	5.1	278	7.4

出典　JA全中「ファクトブック2003」

3．食・農をめぐる動き

以上のように情勢は一段と厳しさを増しているが，一方でこうした変化に対応した，あるいは困難な局面を打開しようとする多様な動きが展開されつつあることも事実である。これらを政策面，生産面，流通面，消費面に分けてみていくこととする。

(1)　政策

今後の農政展開の具体的方向性を示しているものが「食と農の再生プラン」である。これは一昨年に発生したBSEも含めて食の安全・安心が根底から揺るがされることになったことから，食料・農業・農村基本法の具体的展開とあわせて，消費者重視による食の安全・安心確保をはかるために，昨年４月，農林水産省から発表されたものである。その骨格は次のとおりである。

①食の安全と安心の確保――消費者第一のフードシステムの確立

②農業の構造改革の加速化――意欲有る経営体が躍進する環境条件の整備

③都市と農山漁村の共生・対流――人と自然が共生する美の国づくり

これらの具体化として，次のような食品安全関連法が閣議決定され，国会に提出されている。

①食品安全基本法成立（食品安全委員会の設置等）

②農林水産省設置法改正

③牛肉トレイサビリティ法成立

④HACCP（危害分析重要管理店方式）法改正

⑤飼料安全法改正

⑥健康増進法改正

99年に施行された食料・農業・農村基本法により，農政展開の軸足は消費者に移しつつあったが，食の安全・安心に関連した事件の続発にともなって，食の安全・安心の再構築に向けての枠組みは整備されつつある。しかしながら，目下，食品安全基本法案の内容の妥当性等をめぐって国会の内外で激しいやりとりが行われているところである。

(2)　生産

また，「食と農の再生プラン」では，農業の構造改革の柱として，米政策の転換，構造改革にともなうセーフティーネットの創設，農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築とあわせて，一番目に経営の法人化があげられている。

農業経営の法人化推進は，92年の新政策ではじめて前面に打ち出され，食料・農

業・農村基本法でも専業的農業者等の創意工夫を生かした経営発展のための条件整備，家族農業経営の活性化とあわせて，農業経営の法人化推進が位置付けられていたものである。

「食と農の再生プラン」では，経営の法人化のために，

①株式会社等意欲有る法人の参入機会の拡大

②農地法の見直しに着手

③経営体の育成を真に支援する農協組織への改革

が必要であるとしている。

そして昨年12月にまとめられた米政策改革大綱は，所得安定対策を含めて，今後検討すべき課題も多いが，生産調整の自主的実施，計画流通米の廃止等，国際化を見据えて，市場原理のいっそうの導入をはかろうとしている。大綱のなかの「経営政策・構造政策の構築」では，

①認定農業者制度の見直し・改善。集落営農のうち一元的に経理を行い，一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付ける。

②「担い手経営安定対策」を講じる。

③農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。

このように「集落型経営体」を含めた法人化の促進を基軸に置いて農地利用の集積，経営規模の拡大を推し進めようとしている。

生産者の高齢化，後継者不足等から担い手の確保は困難化しており，農外からの担い手の調達，あるいは農地の利用集積，経営規模拡大による生産の効率化をはかって

第1表　農業生産法人数の推移

（単位　法人）

	法人数
1962年	114
70	2,740
80	3,179
89	3,633
93	3,858
98	5,246
02	6,547

資料　農林水産省調べ

第2表　農業生産法人数の形態別・生産品目別内訳（2002年）

（単位　法人，%）

		法人数	構成比
形態別	有限会社	4,920	75.1
	農事組合法人	1,582	24.2
	合資・合名会社	28	0.4
	株式会社	17	0.3
生産品目別	米麦	4,920	75.1
	果樹	1,582	24.2
	畜産	28	0.4
	そ菜	17	0.3
計		6,547	100.0

資料　第1表に同じ

第3表　農業生産法人経営体の販売等実態（2000年度）

		実数
経営状況	1法人当たり平均経営面積（ha）	28.9
	水稲作業受託平均面積（ha）	39.6
	1法人当たり売上額（万円）	26,373
	うち稲作法人	7,160
	畜産法人	55,722
	1法人当たり平均資本金額（万円）	1,212
販売形態（%）	生活者のみ	17
	生活者＋業者	45
	業者のみ	15
	直販していない	21
業務形態（%）	生産のみ	21
	生産＋販売	47
	生産＋販売＋加工	23
	生産＋販売＋加工＋交流	9

資料　（社）日本農業法人協会調査（農業法人実態調査，2000年）

第3図　集落営農の活動内容（複数回答）
――2000年11月1日現在――

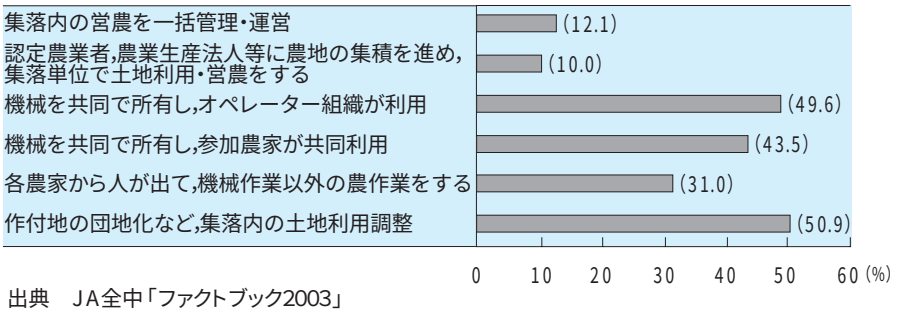

出典　JA全中「ファクトブック2003」

いくためには法人化の推進が必要となる。集落営農の法人化については地域の実態をも勘案したうえで「集落型経営体」として位置付けられることとなったが，これらを含めた法人経営体と専業農家が核となって，兼業農家，定年帰農者等とも連携しながら地域の農業を維持していくことが求められる。

経営類型別の経営体数と農地面積，経営の現状をみると，着実に法人経営体は増加している（第１～３表）。また，集落営農の活動内容は第３図のとおりで，農業・農村維持に大きな役割を果たしている。

(3)　流通

農産物の市場外流通の増加が近時顕著である。果実での市場外流通が先行してきたが，市場流通の割合が高かった野菜でも卸売市場経由率の低下が目立っている（第４表）。

市場外流通の主なものが産直と直売に分類されるが，その内訳についての統計数値は見当たらない。

農産物直売所は90年代に入って急速な伸びを示しており，直売所，朝市は全国で１万１千余か所に達している（第５表）。

桜井清一氏の試算によれば，埼玉県による全国調査での18府県の１直売組織当たりの年間販売額は762万１千円であり，これに直売組織数をかけ，直売所での野菜の割合を40％と想定すれば，全国野菜出荷量の1.1％を直売所での販売が占めるとしている(注5)。

これらからもうかがわれるように，従来

第4表　卸売市場経由率の推計等

（単位　千トン，％）

	1989年			93			98		
	総流通量 (A)	市場経由量 (B)	市場経由率 (B/A)	総流通量 (A)	市場経由量 (B)	市場経由率 (B/A)	総流通量 (A)	市場経由量 (B)	市場経由率 (B/A)
青果	23,573	19,558	83.0	23,267	18,602	80.0	23,078	17,265	74.8
野菜	15,025	12,888	85.8	14,539	12,322	84.8	14,371	11,897	82.8
果実	8,548	6,670	78.0	8,728	6,280	72.0	8,707	5,368	61.7

資料　農林水産省「食料需給表」等
（注）　得られる資料の中で市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。

第5表　農産物直売の実施状況（全国）

（単位　か所，%）

	常設有人直売所	農家の庭先販売	無人直売所	朝市・夕市での販売	その他	合　計
実施か所数	3,671	2,281	1,968	1,826	1,610	11,356
構成比	32.3	20.1	17.3	16.1	14.2	100.0

資料　埼玉県「全国農産物産地直売の実態調査」(1998年)

のような市場出荷一本やりから複数の販売ルートを使って出荷・販売するようになってきており，消費者と対面しての直接販売も一定の位置付け，ウェイトを持つようになってきているのである。

(4)　その他

安全・安心に関連しては食品の履歴をさかのぼっての情報を入手するシステムとしてのトレイサビリティが牛肉，米等で導入されつつあり，さらに各農産物にまで広がる勢いにある。また，表示の適正化もすすめられている。

また，地域内自給を目指す地産地消，一律の味ではなく，地域食材を生かし，かつ時間的ゆとりを持ちながら食べることを推進するスローフードの動き，農産物の生産・流通にかかるエネルギーの節約をはかるため，広域流通から近距離流通や石油資源への依存度を極力抑制できる生産技術等への取組みをすすめるフードマイル，さらには都会に住む消費者が農山村で生産者と交流するとともに，農村生活を味わうグリーンツーリズム，食や農を体験学習を通じて理解していく食農教育等，枚挙にいとまがないほどに多様な動きが展開されつつある（第4図）。

(注5)　桜井清一「農産物直売所を核とした生産・販売戦略とフードシステム」フードシステム学全集第6巻302頁。

第4図　地域内自給にかかわる活動の有無（農業地域類型別）

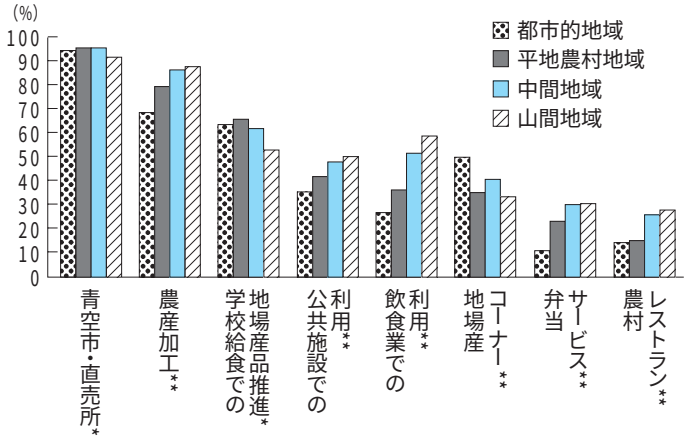

出典　吉野馨子「地域内自給＝地産地消の進展と担い手は?」農林統計調査2003年2月号

（注）　各活動ごとに,農業地域類型による違いについてχ二乗検定を行った。
＊＊1%水準で有意，＊5%水準で有意。

4．我が国農業の環境・条件とその特徴等

以上，我が国農業をとりまく情勢と，食，農をめぐる最近の主な動きを概観してきたわけであるが，ポイントを繰り返せば自由化・規制緩和，円高，内外価格差等から輸入農産物が増加してきた。アメリカ，ケアンズ諸国，さらには中国か

らの輸入圧力が一段と強まっており，まさに日本農業は存亡の危機に直面しているわけである。一方で，中国野菜残留農薬問題，無登録農薬問題，虚偽表示等を発生させてきた。こうした動きに対応して消費者に軸足を移して安全・安心の確保をはかるとともに，コスト低下，販売力強化等をねらいに法人経営体を誘導していく政策が明確化されてきた。

このような食と農の再生プランをはじめとする一連の流れは，規制緩和，市場化・自由化・国際化を基本とする小泉構造改革の流れに沿ったものであり，法人経営への期待は大きい。しかしながら本稿は，家族農業，兼業農家等も含めた多様な担い手を想定するなかで，地域農業の主要な担い手の一つとして法人経営の役割発揮を期待するものであり，そのスタンスには開きがあると言わざるを得ない。

あらためてこれからの日本農業の方向性について考えていく必要があるが，その前提として我が国の自然的，経済的，社会的，歴史的条件，特性等を十分に踏まえておくことが不可欠である。

(1)　我が国農業の環境・条件

a．自然条件

農業は自然に依拠して成立する産業であり，当然のことながら我が国農業は自然条件によって規定されている。

①モンスーン地帯

降雨量が多く，高温多湿で植物の成長が活発であり，生態系がきわめて豊富である。一方，雑草が多く，また病虫害も多く，農作業での除草，防除に手間を要する。

②島国

周りは海に囲まれていることから気候は安定している。

③南北に細長い

北海道から沖縄まで南北３千㎞に及んでおり，寒帯から亜熱帯までに広がっている。

④南北に通る脊梁山脈

列島の中央部分を山脈が南北にとおっており，急峻な地形のため高低差が大きく，流れの速い河川を造成している。そして冬場に大量の積雪をもたらす日本海側と乾燥した晴天の多い太平洋側とで大きく異なった天候をもたらしている。

⑤少ない平地と豊富な森林

山がちであるため平地は少なく，かつ国土の３分の２は森林となっているため水が豊富であり，豊かな土壌と海洋をもたらしている。

このように世界でもまれに見る多様で変化に富む自然条件と，豊富な生態系を有している。

b．食文化・歴史等

こうした多様な自然条件に合わせ，長い時間をかけて各地域にあった野菜・果樹等が開発され，多くの在来種が存在している。

海産物，林産物等をも含めたこれらを食材にした郷土料理が各地に残されており，特色ある食文化を形成してきた。

各国，各地方に地域性を反映した料理が

残されているが，我が国ほどに多様な郷土料理が存在し，残されている国はそうはないように感じられる。

また，多様な自然のなかで田畑が開墾され，灌漑施設も整備されてきたわけで，そうした総合体として水田を中心とした農村の景観も形作られてきた。

そして食文化，景観等が風土をつくり，歴史にもさまざまな影響を及ぼしてきたものである。

c．所得水準の高い消費者の存在

ここで忘れるわけにはいかないのが，我が国の所得水準の高い消費者の豊富な存在である。国民所得は世界でも有数であり，消費水準も高い。

より安い価格をニーズする消費者も多いが，価格以上に品質や安全性を優先する消費者が多数存在することもまた確かである。

d．都市と農村との時間距離短縮

我が国が資本主義的発展を開始して以来，都市への農村人口からの流出が続いてきた。さらに東京への一極集中化がすすんでいるが，新幹線や高速道路等をはじめとする交通・輸送手段が整備され，都市と農村との時間距離は大幅に短縮されてきた。

一方で，都市生活に飽き足らず，農業や農村に憧れを抱くものも多く，定年帰農等によって田舎暮らしを開始する人も増加している。

このように物理的にも精神的にも，近時，都市と農村との関係は接近しつつあり，我が国の国土が狭いだけに，都市と農村との交流をより密接にしていく可能性を有していると見ることができる。

さらには，パソコンを利用しての情報化の進展がこれを大きく後押しつつある。

(2)　日本農業の特徴と不可欠な支援

以上のような我が国農業が置かれた環境・条件を最大限に生かした，あらたな日本農業のグランドデザインの構築が必要であるが，ここで先に，現今の日本農業の特徴と限界について見定めておきたい。

a．日本農業の特徴

農業の主な要素について国際比較したものが第６表である。置かれた自然条件を色濃く反映して水田・稲作農業が主体で，経営規模は小さく，集約的農業が中心となっている。そして集約的農業のなかで高度な農業技術が培われてきた。

また，農外就業が比較的容易な条件が整備されてきたこともあって，兼業農家が多く，農家所得は兼業農家への依存度が高い。

これらに加えて，主に我が国の産業・貿易構造によって規定される為替相場の水準も影響して，農畜産物価格は相対的に高く，ほとんどの農畜産物は国際競争力を持たない。

水田中心の日本農業は食料の供給とともに，国土の保全，水源の涵養，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等，多面的機能を十分に発揮もしている。

第6表　各国の主要農業指標

			アメリカ	ドイツ	中国	豪州	日本	備　　考
基本指標	人口	(万人)	26,325	8,159	122,146	1,786	12,520	95年FAO
	国土面積	(万km²)	936.4	35.7	959.7	771.3	37.8	96年FAO(内水面を含む)
	名目GDP	(億ドル)	72,458	24,136	5,222	3,475	51,105	95年日銀
	実質GDP成長率	(%)	2.0	1.9	10.2	3.1	0.9	95年日銀
	消費者物価上昇率	(%)	2.8	1.8	-	8.5	△0.1	95年日銀,経企庁
	失業率	(%)	5.6	9.4	16.9	4.7	3.2	95年日銀,経企庁
農業指標	農林水産業総生産額	(億ドル)	939	260	1,436	177	993	95年日銀(日本は94年)
	名目(又は実質)GDP対比	(%)	1.6	1.1	20.6	5.1	2.1	〃
	農業就業人口	(万人)	353	121	32,335	40	414	95年FAO,日本は農林水産省資料
	総就業人口対比	(%)	2.6	3.0	51.8	4.5	6.3	95年FAO,日本は農林水産省資料
	農用地面積	(百万ha)	393	17	4,950	463	5.0	95年FAO,EUROSTAT,各国資料
	国土面積対比	(%)	42	48	52	60	13	95年FAO,EUROSTAT,各国資料
	農家(農場)数	(万戸)	207	61	23,282	12	344	EUROSTAT,各国資料
	平均経営面積	(ha/戸)	190	28	0.4	3,987	1.5	EUROSTAT,各国資料
農業予算額	各国通貨ベース		567億ドル	237億マルク	719億元	17億豪ドル	-	95年各国予算書ほか
	円ベース	(億円)	53,299	15,554	8,093	1,215	34,230	
	国家予算対比	(%)	3.7	5.1	10.9	1.4	4.3	
	農業総産出額対比	(%)	26.9	40.3	3.5	7.3	32.8	
	農家1戸当たり	(万円)	258	257	0.3	105	99	
	農用地面積1ha当たり	(万円)	1.4	9.1	0.2	0.03	67.9	
食料自給率	穀物自給率	(%)	109	112	96	297	30	88年(中国は95年,日本は95年度)
	供給熱量自給率	(%)	113	121	-	251	42	88年(日本は95年度)
貿易	総輸出額	(億ドル)	5,120	4,241	2,138	448	4,429	
	農産物輸出額	(億ドル)	523	230	145	120	17	
	総輸出額対比	(%)	10.2	5.4	6.8	26.8	0.4	
	総輸入額	(億ドル)	6,890	3.782	2,011	447	3,361	94年FAO,95年大蔵省貿易統計
	農産物輸入額	(億ドル)	309	391	124	20	418	
	総輸入額対比	(%)	4.5	10.3	6.2	4.5	12.4	
	貿易収支	(億ドル)	△1,770	459	127	1	1,068	

資料　FAO「Production Yearbook」(1995年),「Trade Yearbook」(1994年),各国公表資料等
(注)1．食料自給率は統一ドイツの数値が不明のため旧西ドイツ地域の数値を掲載。
　　2．為替レート：1ドル＝94.06円　1マルク＝65.63円　1元＝11.26円　1豪州＝69.75円

b．不可欠な支援

農業を単なる食料生産の産業とみた場合，日本農業がアメリカ，ケアンズ諸国等に比較して大きく劣後していることは明白である。もちろん，法人化等により農地の利用集積を推進し，技術のさらなるレベルアップをはかり，市場化・自由化のなかで，競争力のある自立経営農家の育成等によって，コスト低減努力を積み重ねていくことは当然としても，我が国の自然条件等からしてコスト低減余地には限界があり，農産物価格で国際競争力を獲得していくことはきわめて困難であることを明確にしておくことが重要と考える。EU等と同様に，一定の支援抜きにしての育成は難しい。また，比較優位のある工業製品の輸出によって貿易黒字を確保している我が国の場合，比較優位のない農産物生産のために支援を行うことは，間接的な所得の再分配でもある。

支援には直接支払い，あるいは消費者が生産コストを賄える価格で農産物を購入するシステムの導入等々が考えられるが，いずれにしても消費者，国民による農業の必要性についての十分な理解を得ていくことが前提になるが，そのためにも国民の理解獲得が可能で，我が国らしい，我が国ならではの農業を確立していくことが求められる。

５．地域農業と地域資源

そこで次に，消費者，国民の理解を得られる日本農業の具体的イメージ，グランドデザインとはどのようなものであるかが問題となってくる。

農産物の輸入自由化等が進展するなか，家族農業，集落営農等ともに，日本農業のイメージ，概念として強調されてきたものの一つに「地域農業」がある。

(1)　地域農業への取組経過

「地域農業」は既に一般的用語として頻繁に使われており，またさまざまな使われ方をしていることから，その概念等は必ずしも統一されたものがあるわけではない。

JA大会の議案で「地域農業」の歴史をたどってみると，76年の第14回大会での「組合員の営農と地域の農業を確立」に，地域農業への取組みの芽生えをみることができるが，「地域農業」そのものがはじめて登場したのは，79年の第15回大会である。以降，大会の都度，多かれ少なかれ地域農業への取組み・振興が強調されてきており，米生産調整の強化，担い手確保の困難化，さらには農産物輸入自由化の進展とともに重い位置付けを占めるようになってきているようにみられる。

こうした流れのなかで，「食と農の再生プラン」，米政策改革大綱でも「地域」での取組みが強調されているところである。

ちなみに本年10月に開催が予定されている第23回大会の議案についてはこれから組織討議が行われるところであるが，その組織討議案の骨子は，①安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興，②組合員の負託に応える経済事業改革，③経営の健全性高度化への取組強化，④協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化，の四つからなり，地域農業は安全・安心な農産物の提供と並んで，第一番目に掲げられている。

(2)　地域農業と地域資源

あらためて筆者なりに地域農業について考えてみれば，これは基本的に食料供給や多面的機能の発揮等とともに，安全・安心が確保され，輸入物による代替が難しい，我が国の特徴を生かした農業ということになろう。

すなわち，輸入農産物の特性である大量かつ広域流通を前提にしての定時・定量・定質・低価に重点を置いた農業ではなく，環境にやさしく，水田稲作を中心としながら，本来そこにある野菜等の在来種，地域特産物，これらを組み合わせての多品種少量生産，さらには草地や林地の下草等の地域資源を大いに活用した，その地域ならで

はの，特色ある地域性豊かな農業が求められる。

こうした従来の農政では必ずしも重視されてはこなかった適地適作による地域特性を十分に発揮した農業と，これに対応して，家族農業や法人経営等担い手を組み合わせての農業生産こそが，グローバル化するなかでの日本農業の基本に据えられるべきである。

こうした考え方に立っての地域農業のイメージのいくつかは，次のとおりである。

＜水田の多角的利用＞

高品質米地帯：主食用米生産

畜産地帯：飼料イネ(注6)

大規模地帯：米粉用，工業原料用米生産(注7)

＜地域資源に基づく畜産(注8)＞

一般草地：放牧型畜産（集約放牧，マイペース酪農）

条件不利地域：山地畜産，短角牛，赤牛，林間放牧

水田地帯：飼料イネ

都市近郊：「粕酪」，食物残渣

＜その他＞

一村一品運動，地域特産品

これらと地域の担い手を組み合わせながら地域農業が形成されることになる。

（注6） 拙稿「飼料イネ生産の取組実態と課題」本誌2001年3月

（注7） 拙稿「米用途拡大と食生活の見直しを基本とした自給率向上対策」本誌1999年11月号

（注8） 拙稿「適地適作による日本型畜産経営」本誌2001年12月号

６．注目される地域での取組み（北海道）

目下，全国各地で地域農業をベースに，生き残りをかけてのさまざまなトライアルが行われている。

ここで北海道での取組みを紹介したい。北海道はご承知のとおり，大規模・近代的農業が発展し，我が国では最も効率的かつ低コストの農業を実現してきたが，一方で，首都圏等大消費地から遠く離れ，市場を経由しての広域流通を余儀なくされており，それだけに輸入農産物と競合しやすく，その影響も大きい。

その北海道での取組事例は地域農業を具体的に検討していくにあたって大きな示唆を与えてくれるように思われる。

（1） 北の屋台と野菜王国（帯広市）

十勝地区は，耕地面積，農業粗生産額ともに，全道の21.8%（ともに2001年度）を占める，北海道でも最大の生産地域であり，小麦，大豆，馬鈴薯等の畑作物の生産が盛んである。その中心都市が帯広市である。

その中心街に01年８月，「北の屋台」がオープンした。これは地域の若手経営者が中心になって設置された「北の屋台ネット委員会」（後に「北の起業広場協同組合」に改組）を推進母体にしており，現在，市の中心街に20軒の屋台が並んでいる。居酒屋，ラーメン屋，ドイツ料理，中華料理等，個性的な店がひしめきあっている。

北の屋台全体が地産地消に徹底的なこだわりをもっており，野菜，肉，飲み物等，地元農産物等を優先している。こうしたなかに，「農（みのり）屋」なる店があり，トウモロコシ，ジャガイモ，ビーフソーセージ等，素材の持つ美味しさをしっかりと味わわせてくれる。当店は畑作農家２軒，酪農家，肉牛肥育農家各１軒の，４人の生産農家がオーナーとなっている。彼らオーナーは,「地元にこそ十勝のおいしい味を味わって欲しい」との思いから，「この屋台を生産者と地元のアンテナショップ」にし，来店客との出会いを楽しんでいる。

この屋台村は，オープンして１年半を経過したところであるが，はじめの１年間の総来店客数は15万３千人，総売上金額で２億1,100万円で,その後も前年同月を上回る実績で推移している。今では，知る人ぞ知る，全国でも有名な食スポットになっているとかで，観光客も多い。不況にあえぐ北国にとって，屋台村のにぎわいは貴重な地域活性化の源ともなっており，これにならおうと，全国各地からの見学者も多い。この企画等は企業経営者のグループによるものではあるが，屋台の募集に農業者も手をあげて参画したものであり，こうした連携プレーによって地産地消が拡大し，地域全体の活性化をもたらしているものである。

また，北の屋台との直接的な関係はないが, 帯広市では01年度,「全国有数の野菜産地として地産地消のいっそうの推進をはかり，安全で良質な地場野菜に対する地域全体の認識を深め」,「地場野菜，特に有機，無・減農薬野菜，新規野菜の地域内普及」をねらいとした「おびひろ野菜王国旬間事業」を実施した。

これは市が仲介役となって，生産者と地元食材を希望する飲食店とが相対契約を結び，これら食材を使って飲食店がメニューを開発し，消費者に提供するものである。

こうしたなかで８月31日を「野菜の日」として試食会を開催したり，野菜市，味コンテスト等，多様な催事を展開してきた。

このように街をあげて地産地消に取り組んでおり，筆者の宿泊したホテルでも，朝食で「十勝農産物コーナー」が設けられ，地元食材をしっかり味わうことができるようになっていた。また，フロントにはダンボールに入った地場農産物，海産物等並べられ，すぐ宅配が可能であった。

こうした取組み等も手伝ってリピーターでの注文が多いだけでなく,「おびひろ野菜」に味をしめた東京等の消費者が，大都市でのスーパー等でも帯広産の野菜を求める動きもみられるとのことである。

なお，東京―帯広の飛行機チケットも，往復にホテル宿泊代を含めて２万４千円のものも出されており，飛行機で東京から１時間半，時間距離，費用ともに，大幅に圧縮され，気軽に出掛けられる時代になっているのである。

（2） 恵庭アグリ企画（恵庭市）

恵庭市は札幌まで車で１時間弱, まわりには水田を中心とした田園が広がっている。

ここに６軒の農家によって収穫体験農場

「消費者との交流を深めたい農家グループ――恵庭アグリ企画」が設けられている。

「その土地で採れたものは,その土地に住む人と一番相性がよい･･･。だから恵庭で採れた野菜を地元で食べて欲しい」,そのためには「市場流通だけでは相手が見えないことからお互いに顔の見える流通」を構築することによって,「地元で育つ野菜の栽培状況を目で見て，消費者自身が収穫をし，とりたての味を楽しむ，そんな消費者と生産者の交流を深めていきたい」という願いをもって，99年３月にスタートさせた。

６軒の会員農家（会員の合計耕作面積は72.5ha。そのうちの一部が収穫体験農場として利用）から生産される米，麦，大豆，馬鈴薯，キャベツ，トマト，ホウレン草，スイートコーン等々を，登録した消費者・市民に収穫してもらい，その収穫農産物を購入する仕組みを基本としている。収穫を体験しながらも時間等の都合で収穫できない人には直売や宅配も行われる。

１年目,約600戸の消費者が登録したものが，現在では2,800戸となっており，この２年ほどの増加が著しい。現在の登録者の約７割にあたる1,900戸が恵庭市内の消費者であり，その他は札幌等道内がほとんどであるが，約５％，100戸超は道外となっている。恵庭市の世帯数は２万２千戸であることから，約13％の世帯が恵庭アグリ企画に登録・参加している計算になる。また，小学生や幼稚園児による収穫体験も増加している。

６年以上前に，会員が基金を出し合って，１年間畑を丸ごと買い取ったかたちとし，そこに野菜や果物を農家に生産してもらう「野菜トラスト運動」に取り組んできたことをきっかけにして，恵庭アグリ企画が設けられた。代表の吉田俊二さんが，個人単独で行う直売では品数に限界があることから，それぞれにできるだけ違った農産物を生産している農家に呼びかけて発足したものである。一人の消費者が複数の農家に登録することも可能となっている。

生産される農産物や品種は消費者の声に基づいて決められ，また環境にやさしい農業ということで減農薬減化学肥料栽培（１農家は有機栽培）で生産されている。そして生産のすべてが消費者の目にオープンにされていることもあって，確固たる信頼関係が成立している。また，試食会や「アグリ企画ファンの集い」等も開催され，「おいしくて安全，恵庭の農産物」を味わいながら，消費者と生産者の双方向での交流がはかられている。

まさに身土不二，農産物は“四里四方”で生産されたものを食べるのが，一番おいしく，新鮮で，安全・安心であるという信念がベースとなっており,「恵庭で余ったものを，できるだけ近い周辺から外に出す」としている。

現在は農産物に限定しているが，畜産農家もグループに入る予定となっており，近いうちに畜産物も品揃えに加わることになっている。また，消費者に収穫するだけでなく，ゆったりと農村，環境を楽しんでもらえるよう長期滞在型の施設を設けてい

くことも構想されている。

こうした取組みをリードしている吉田氏は,「忙しくはなったが, 農業が楽しくなった。新たな挑戦なくしては自滅するだけ。小さな積み重ねを楽しんでいく経営が必要だ。そして，これまでの面積に応じた助成から活動内容に応じた助成への転換が必要である」ことを強調しておられる。

(3)　メノビレッジ長沼（長沼町）

CSAとはCommunity Supported Agri-cultureの略で,「地域で支える農業」と訳される，農産物代金の前払いと農作業への参画という特徴をもつアメリカ型の産直形態である。

おそらくは我が国初のCSAが，先の恵庭市の隣町である夕張郡長沼町にある「メノビレッジ長沼」である。「馬追山のふもとの，林と小川に囲まれた美しい地形条件」のなかに，8年前に農場が建設され，02年度，CSAの野菜畑（約１ha）のほか，水田(1.3ha)，馬鈴薯（0.7 ha)，大豆（0.5 ha）等が生産されており,採卵鶏190羽も飼育されている。

「『食の安全』も『持続可能な農業』も『自給自足』も『環境生態系の保全』も，作り手と食べる人が手をつないでこそはじめて取り組める」ものであって,「作り手は『売るため』ではなく『食べるため』の作物を育てることに喜びを感じ，食べる人はもう一度大地とのつながりを取り戻す生活のできる農業を共に創り上げ」ることを目指して開始された。

エップ・レイモンド，荒谷明子夫妻を中心にメノビレッジは運営されており，現在，80人の消費者が会員となっている。主な規約や，運営内容は次のとおりである。「　・CSAの会員費はイコールCSAの運営費です。原則として春に集められます。

・その時々にとれる旬の野菜と貯蔵野菜は, ５月から11月まで毎週１回, 合計29セット受け渡されます。

・野菜はすべて有機栽培され，自給を目指し，毎回6～12種類の野菜が入ります。

・『野菜だより』（通信）を随時発行し，野菜のこと，畑のようすをはじめ，農業をしながら思うことなど，いろいろな記事をお届けします。

・畑仕事への参加は，強制ではありませんが,『私たちの畑』という気持ちでいつでもいらしてください。いくつかのイベントも計画しています。　」

会員も忙しく，農産物は配達を要する人が多いことから，現在のデリバリー体制では，これ以上の会員の受入は難しいとしている。農場運営は経営的にも楽ではない,としているが,「健康な土や種を次の世代へ引き継ぐというような，市場経済のなかでは認められないことに取り組むことができる」とともに，多くの人との出会いを得ることができ,「作り手と食べる人が共に豊なみのりを喜び合えること」が最大の楽しみであるとしている。

レイモンド夫妻は，当地でCSAを開始する以前に，アメリカのネブラスカ州でCSAに取り組んだ経験を有しており，アメリカ

から日本へきた理由を次のように語っている。「アメリカでは，暮らしがすべて金に換算されてしか考えられなくなってきており，無報酬でのサービスというものが少なくなってしまった。また，CSAに理解を示す農家があっても，現実的には方向転換が難しいところまで大規模化が進行しており，CSAに飛び込むには勇気がいる。小規模経営で，消費者もすぐ近くに存在する日本だからこそCSAは可能だ。」

7．地域農業から地域社会農業へ

(1)　地域農業から地域社会農業へ

こうした事例からも見て取ることができるように，近時，地域農業への取組強化とともに，消費者の農業に対する関心も高まってきており，食と農をめぐる多様な取組みがほうふつとして芽生え，展開されている。これらを図式化してみると第５図のようになるが，総体として言えば，基本的流れはよりコミュニケーションや文化性を重視する方向へとむかいつつあるということができる。すなわち生産者と消費者との距離が接近しつつあるというレベルから，さらにコミュニケーション創造による社会性や文化性を重視する方向にあるように受け止められる。

その意味では単なる地域営農を中心とする農業の振興，あるいは「地域農業」では包みきれない実態が形成されつつある。むしろ生産者と消費者との直接的関係，社会性，文化性をも重視をした，より広がりをもった地域農業である「地域社会農業」という概念を掲げていくことが必要な情勢に至っているように考えるのである。

第5図　食と食の接近をめぐる多様な動き

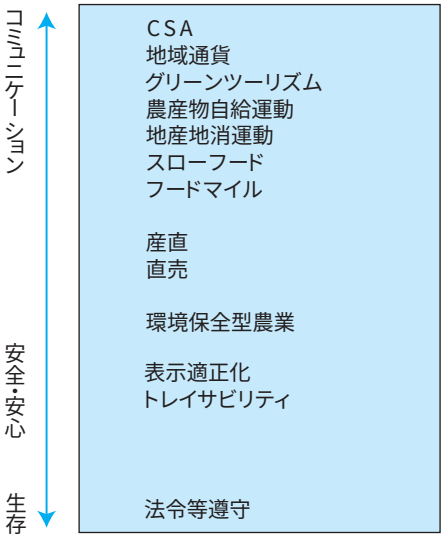

資料　筆者作成
（注）　上下の順番は厳密なものではない。

(2)　吉田喜一郎氏の地域社会農業論

地域社会農業なる概念は，約20年前に当時福岡県農業大学校講師であった故吉田喜一郎氏によって提示された。

吉田氏は「地域社会農業」をCommunity Agro-Food Systemと英訳され，その目指すところの具体的ビジョンとして「定食圏構想」を展開しておられる。

まず定食圏とは，「地域に定住している生活者の生活文化圏」としており，「生活文化の核心部分は食文化であるところから，地域定住者の食文化圏と言い換え，さらに『定食圏』と簡略化したもの」であって，「地域社会農業が構築をめざす定食圏の範囲は，

人口5,000人前後の小学校区（あるいは旧村）程度の顔見知りの社会，いわゆる面接社会を想定している」としている。

そして地域社会農業を，「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業である」としており，①食糧の「域産域消」，②「地域農業経営権」を原単位とする集団農業の確立，が主要概念であるとしている。

そのイメージの一つとして第６図を掲げており，農政で言う地域農業とは２点で異なるとして，「一つは専，兼農家を中心にした住民参加型農業であり，大型農家主導の選別型農業ではない。いま一つは，地域社会を土台とした地域型生産・流通であり，大都市上位の広域型生産・流通ではない」としている。

このような地域社会農業が必要とされるようになったのは，「高成長期の効率主義，技術主義は，農業の食糧供給機能だけをモノ・カネ本位でつまみ食いし『何を作るか』という目先の利益を追求した結果，生活と農業の循環系が断ち切られた」がためであるとしている。

第6図　地域特性を生かす農業振興システム

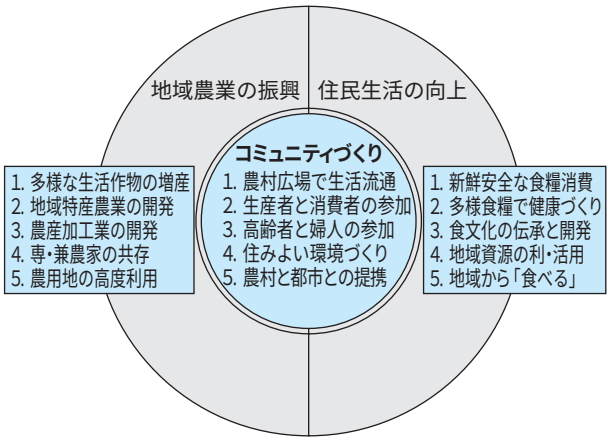

資料　吉田喜一郎『地域社会農業の可能性』昭和55年から作成
（注）　農村広場は，①生活センター，②農畜産物加工センター，③青空市場で構成することが望ましい。

(3)　今日的地域社会農業論

吉田氏の地域社会農業論の時代背景としてあった高度経済成長期は，その後低経済成長・デフレの時代に大きく転換した。しかしながら高度経済成長期に先鋭化した「効率主義，技術主義」や，「都市や産業の論理で農村と農業を律する･･･不条理」は，さまざまの動きが交錯しながらも，基本的には変わってはいない，むしろWTO体制による自由化・市場化・グローバル化が広く深く浸透するなかでは，一段と強化・先鋭化してきているように感じられる。

その意味ではこの地域社会農業論は，ますますその必要性が高まっているということができる。

もちろん，高度経済成長期以降の情勢変化をこれに織り込んでの再整理が必要となる。これには実態を十分踏まえたうえでの体系的な整理が求められるが，本稿では仮説的位置付けということにして，あえて大胆にその骨格をデッサンしてみることとする。

a．地域社会農業をめぐる情勢

本稿第２章で日本農業をめぐる情勢を整理しているが，こうした直近での情勢変化の底流にある，高度経済成長期以降の中長期的観点からみた主な情勢変化は次のとお

りとなる。

- WTO体制の浸透による輸入農産物の増加，輸入圧力のさらなる増大
- 農業生産者の高齢化，後継者不足，耕作放棄地の増加
- 情報化，システム化の飛躍的進展
- インフラの整備等にともなう流通の広域化の進展と時間距離の短縮
- 消費者重視の流れ
- 安全・安心，環境問題への関心の高まり

b．地域社会農業の必然性

農産物の輸入増加，価格低迷等により，国内農業の危機は一段と進行している。WTO体制は，市場化・自由化・グローバル化による国際分業という衣をまとった弱肉強食の論理を基本としており，経済価値優先の競争原理に立脚している。これにともない特定国へ食料供給を依存せざるを得ない不安定な食料需給構造をもたらしてきた。

こうした食料需給構造は，資源収奪的農業を誘導しがちであるとともに，結果的に生産国における大量の水の輸入国への移転につながるとともに，グローバルな広域流通にともなう輸送エネルギーの多消費を招くなど，その持続性には限界がある。

また，農産物を単なる商品，経済価値としてのみ認識させることによって，農業生産と暮らし，生活とを分断させ，地域社会の貧困化とともに，生態系を貧しくし，地域の自立性，自給力，地域循環の喪失をもたらしてきた。

このような状況のなかで直接支払等支援と国境措置によって激変緩和をはかりつつ，経済的価値と非経済的価値を融合させ，生産と暮らしが一体となり，自主性・自立性に富んだ生産農家によってもたらされる内発的発展によって地域循環・生態系を回復させていくことによってのみ，WTO体制下の国内農業を守っていくことが可能である。こうした農業は生産者だけでなく，消費者と一体となり，さまざまの地域活動と連携させて展開可能となるもので，これが地域社会農業とされる。

c．地域社会農業の基本概念と内容

これらを踏まえて地域社会農業の内容等を整理すれば，

＜概念＞

自然条件を生かした持続的・循環的な環境にやさしい地域農業をベースとする。地域自給，地産地消を基本にしながら，都市消費者とも密接な交流を持つとともに，国内の他の地域農業，さらには海外の地域農業との連携も視野に置く。また，生産，暮らしだけでなく地域マネジメントにも積極的かかわり合いを持ち，単なる生産と消費を結びつけるだけでなく，地域での社会的関係構築，文化的創造活動等にも主体的に参画し，その重要な一角をも担うものである（第７図）。

各要素の主な内容は次のとおりである。

＜農業生産＞

・適地適作

第7図　地域農業と地域社会農業関係図

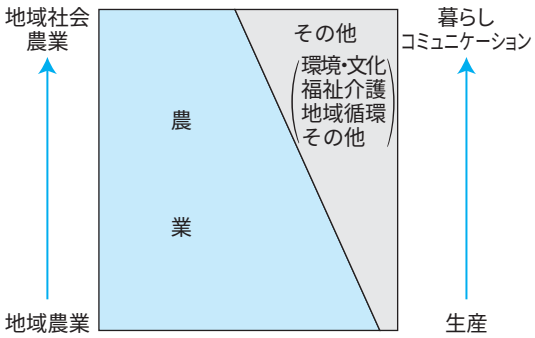

資料　筆者作成

・在来種尊重
・多品種少量生産
・耕畜連携
・環境保全型農業（エコ農業）(注9)

＜担い手＞

・専業農家，法人経営体を中心に，兼業農家等も含めた地域営農
・地域の消費者，および都市の消費者も農作業に参画可能

＜農産物流通＞

・地産地消を中心としながら，原産地表示，独自ブランドをもって広域流通にも対応
・産直，直売をも含めて多元的に販売

＜その他＞

・地域循環型（資金も含めて）(注10)
・都市の消費者もグリーンツーリズム等で交流
・安全・安心システム
・食文化，地域文化
・景観
・食農教育，味覚教育
・福祉介護

d．その他

（a）　自給をどう考えるか。

農家個々の自給，地域内自給を基本とするが，適地適作や消費の多様性等から海外を含む他地域からの補完もある程度ありうる。極力近いところから補完し，補完が困難な場合には遠隔地から補完することになる。

（b）　地域をどう考えるか。

ある程度までの地産地消が可能な範囲を地域とする。産直やグリーンツーリズム等によって都市地域との交流が行われるが，これによって地域と地域を結ぶネットワークが形成される。

（c）　地域社会とは。

生産と暮らし・生活，生産と消費を含む場を指す。地産地消，地場産農産物による給食，食物残渣・畜糞等の活用等を含めた地域循環が行われる。

（d）　さまざまの概念等との関係

地産地消，スローフード，地域農業等々，さまざまの要素を包括した概念である。それぞれの状況，条件のなかで特定した取組みが行われれば地産地消，スローフード等となる。

（注9）　拙著『エコ農業――食と農の再生戦略』家の光
（注10）　拙稿「地域資源活用による持続的循環型社会構築と日本農業」本誌2002年10月号

８．むすび

増大する一方の輸入農畜産物に対抗して我が国農業を維持していくためには，地域農業をベースとした農業であるばかりでなく，生産者と消費者，さらには地域マネージメント的要素をも加味しての地域社会農業であることが求められてきている。逆に言えば地域社会農業的展開なくして日本農業を維持していくことはきわめて困難なほどに，我が国農業は危機に瀕しているということもできる。

これからの日本農業の方向についてのポイントを繰り返せば，地域に立脚し，地域特性を生かしながらコミュニケーションの創造をはかっていくところにある。生産者は，消費者の農産物を食べての喜びが何よりも働きがいであるとともに，生産自身の喜びでもあり，消費者も顔の見える生産者からいただいた健康な地域農産物で食を楽しみ，時には農作業にも参画し，生産者と消費者，あるいは消費者どうしによる交流を行いながら，各種文化的活動に取り組みながら地域の活性化，地域循環をはかっていく。そうしたなかにまた農業を位置付けていくことにもなるのである。

これらをあらためて整理すれば第８図のとおりで，地域という場で，地域資源を有効に活用し地域循環をはかりながら，経済性，環境，社会性・文化性のバランスのとれた農業を目指そうとするものである。経済性を確保するためのコスト低減努力とともに，努力なり活動内容に応じた一定の支援さらには激変緩和のための国境措置が必要とされる。環境にやさしい農業は国民の安全・安心・健康を確保し，農業の多面的機能を発揮していくための前提でもある。そしてコミュニケーション創造による社会的・文化的活動の広がりのなかに農業を位置付けていくことが求められる。孤独で苦労が多いだけの農業から，おもしろく楽しく，わくわくするような農業への転換が必要なのである。

こうした世界では，ファーストフードに代表される画一的な，世界共通の味ではなく，そこだけの味と，人とのまじわりがもたらす賑わいを楽しむことができると同時に，環境にやさしく，持続性の高い21世紀型の社会システム形成ともつながってくるとともに，関係してくるそれぞれの自己実現とも重なってくるであろう。

このように日本農業の方向性を考えれば，先に述べたように我が国農業はきわめ

第8図　日本農業が目指すべき方向（概念図）

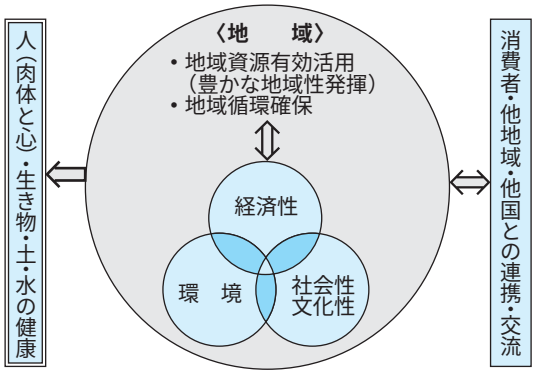

資料　筆者作成
（注）　ここでの健康とは,その持てる能力を十分に発揮して活性化している状態をイメージしている。

て多様性に富んでおり，所得水準が高く，かつ安全性等について意識の高い消費者が多数存在しているとともに，郷土料理をはじめとした食文化もまだまだ残っている。さらには発達した交通機関が狭小な国土を縦横に走っており，都市と農村との時間距離は短く，生産者と消費者によるコミュニケーションを形成していくには絶好の環境・条件を備えている。地球的視野に立ってみれば，我が国全体が田園都市，あるいは都市近郊型農業といっても大きくはずれてはいないであろう。そういった意味では我が国は21世紀の循環型社会における地域社会農業の資源大国ともいえるほどに，他国にはない豊富な資源を有しているとみることもできる。

そして，コミュニケーション創造による地域社会農業確立という観点からは，地域社会農業では，他地域の，さらには海外も含めた生産者，消費者によって形成されるコミュニティと，真の意味で対等な，お互いに尊重し合うことが可能な関係を構築し得る可能性を有しているのではあるまいか。

当面は我が国農業を守っていくところに地域社会農業形成のねらいはあるが，長い目では，農産物を商品としてしか見ることができないWTO体制とは本質的に異なった世界，例えばフェアトレードによる農産物貿易や農業技術支援を生み出していく可能性を持ち得るのではないだろうか。

さらにはこれまできわめて貧弱であった農業者どうしによる国際的連帯を強化し，経済優先，弱肉強食で地域性，環境等への配慮に乏しいWTO体制への対抗軸を形成していく可能性をも含んでいるように考えられるのである。

こうした地域社会農業形成に協同組合組織がいかなるかかわりをもっていくかは今後の大課題となる。また，これまでの大消費地への広域流通による市場出荷を前提した農産物の生産・出荷から，地産地消等によってその地域での信頼・評価を獲得し，その先に市場出荷をも含めた多様な流通・販売を前提とした生産・出荷への転換が求められてくるが，これへの対応もきわめて重要である。これらについては稿をあらためて展開することといたしたい。

＜参考文献＞

・吉田喜一郎監修・農林中金調査部研究センター編『地域社会農業』家の光協会,1985年7月
・拙稿「産直からＣＳＡへ――アメリカでの地産地消への取組」農林統計調査,2003年2月号
・和辻哲郎『風土』岩波文庫,1979年5月
・拙著『エコ農業――食と農の再生戦略――』家の光協会,2000年3月

（2003．３．19．記）

（常務取締役　蔦谷栄一・つたやえいいち）

談話室

歴史は繰り返す？

歴史は繰り返すか，よく設定される問いだが，そんなことはありえない。ただ，よく似た状況はしばしばあらわれる。

昨今，世界貿易機関（WTO）の農業自由化交渉をめぐる論議が多く報道される。WTO東京会合での対立は，アメリカやケアンズ・グループが大胆な自由化を迫る一方で，日本や欧州連合（EU）は市場開放が国内農業の崩壊をもたらす恐れがあると抵抗する，そんな構図だ。争点には，輸入関税の引き下げや輸出補助金，国内助成（補助金）などがある。

とくに輸入関税引き下げ問題は，日本にとって影響が大きい。輸入関税が引き下げられると，割安になった輸入米との価格競争で日本産のコメが売れなくなる，あるいはさらに価格を下げて販売しなければならなくなる。いずれにしても，農家にあたえる打撃は大きい。

政府は農業自由化交渉に粘り強い態度で臨むと同時に，国内農業の競争力強化を急いでいる。といっても，決定的な競争力強化策は見出せず，苦悩を深めている。

時代はさかのぼって明治時代になるが，明治も後期に入ると，今とよく似た問題が議論されていた。「米穀輸入関税問題」として議論されていたものがそれである。読んで字のごとくの問題で，コメを輸入するのに高い輸入関税をかけるべきか否か，という議論である。コメを輸入するに際しては高い関税をかけるべきだと主張する人と，輸入関税は低くするべきだと考える人とのあいだで大きく意見が分かれた。

明治以降の経済発展が急速であったことはよく知られているが，その発展はおもに工業の発展によって担われていた。商工業の発展は非農業人口の割合を急増させた。コメの消費量が急増したにもかかわらず，コメの生産量は微増にとどまったから，コメ不足の状態があらわれ，米価が高くなった。その結果，不足分を輸入することが論議されるようになった。

WTOの会議で日本に圧力をかけてくるのはアメリカなどのコメの輸出国だが，明治後期にコメの輸入を強く求めたのは国内の商工業者だった。

対立する議論を今風のことばで整理するとこうなる。

商工業者によれば，エンゲル係数が高いので食費は賃金と高く相関する。労働集約的な時代でもあるから，賃金と経営コストも高く相関する。要するに食費が高くなると経営コストが上昇し，企業経営に直接ひびく。しかし食費の上昇を製品価格に転嫁すると，輸出が困難となる。輸出の減少は輸入の減少を不可避とする。機械などの輸入が減れば工業化にブレーキがかかり，富国強兵という国家目標は実現できなくなる。米価は下げなければならず，それには輸入関税を低く設定しなければならない――。

この主張に反対したのは，コメの販売者であった。農業側とくに寄生地主たちである。寄生地主は小作農から収取したコメを販売していたから，米価の低落は地主経営に大きなマイナスとなる。そこで輸入関税を高く維持して国内産の米価が下がるのを阻止したい。もちろん，自分たちの利益擁護を主張するだけでは世論の支持は得られない。農業は納税（地租）や国防（兵役）などの面で国に大きく貢献する産業だ，という大義名分を掲げて論陣を張った。

外圧と内圧という違いはあるものの，平成の自由化論争と明治後期の関税論争とは論点がよく似ている。どちらも農業が守勢に立たされているが，平成が生産農民の利益を守るためであるのに対して，明治後期は寄生地主という非生産農民の利益を守るための議論である違いは大きい。

そして，根本的な解決策は国際競争に耐える農業経営に変革することしかない，という点も共通している。明治後期にこのことを指摘したのは柳田国男だった。「中農養成策」という長い論文を書いて日本農業の規模拡大を提案し，低米価・高収益経営への構造転換を説いたが，あまり反響はなかった。

国民の知的水準が高くなっているはずの昨今でも，こういう堅実な議論はあまり話題にならないようだ。やはり歴史は繰り返すのだろうか。

（新潟大学経済学部教授　藤井隆至・ふじいたかし）

EUの条件不利地域農業政策の教訓

―― 日本の中山間地域政策を改善するために ――

〔要　　旨〕

１．日本では中山間地域から農業が急速に崩壊をはじめている。農業基盤が相対的に堅固だと考えられてきた東北地方や北海道でも，山間地を中心に農業経営面積が急減している。耕作放棄防止の切り札として2000年度に始まった中山間地域等直接支払制度も，農業の危機が深刻な地域では十分に機能していない。

２．そこで，日本の中山間地域に相当する条件不利地域（LFA）の農家への直接支払（LFA補償金）制度において長い歴史をもつEUの経験から教訓を得るため，EUのLFA補償金の制度と効果を，EUの共通農業政策だけでなく，イギリス，ドイツ，フランスの事例において整理した。その結果，以下のことがわかった。

①EUおよび英独仏各国では，LFA補償金だけでなく各種の直接所得補償がLFA農家に対してなされ，手厚い保護の結果，LFAの農業は維持されている。

②しかし，こうした保護によっても，小規模農家を中心とした農家の減少は食い止めることができない。日本でも，同様に手厚い直接所得補償をしても農家の減少を防ぐことは困難だと考えられる。十分な直接補償の最終的効果は農家の減少を防ぐことではなく，離農した農家が放出した農地を集約して農業を維持できる規模拡大農家を支えることにある。

③EUでは農業政策から農村政策へのシフトがみられるが，農家の減少を食い止められない以上，日本においても農村人口の定着を目指した総合的な農村政策が必要になってこよう。

④農業の構造転換が進んでいるEUにおいてさえ，農家の多くは兼業農家である。また，EUの農業・農村政策も兼業農家や小規模農家の保護に転換してきている。日本でも，特に中山間地域における農業および農村社会の担い手としての兼業農家の役割は今後も重要であり，専業農家のみが将来の農業の担い手であると見なすような現在の農政には転換が必要であろう。

３．今後の中山間地域農業問題を論ずる上で，以下のような課題が残されている。

①EUのように直接所得補償によって中山間地域の農業を維持するためには膨大な財政支出が必要とされるため，国民および国際社会の理解が必要である。

②中山間地域農業の維持が必要だという社会的合意が得られた場合，どのような形でどの程度の農業を維持するべきか，ということが問題となるだろう。

③農家が減少を続け，大規模農家に雇われる外国人労働者も増えているなかで，誰が日本の農業を担うのか，という問題が今後生まれてくるだろう。

目　次

１．はじめに
２．EUの条件不利地域農業政策とその効果
（1）　EUの共通農業政策におけるLFA補償金制度
（2）　イギリスのLFA補償金制度
（3）　ドイツのLFA補償金制度
（4）　フランスのLFA補償金制度
３．EUのLFA補償金制度の教訓
――日本の中山間地域農業政策を改善するために――
４．結論と残された問題

１．はじめに

日本の土地利用型農業は，中山間地域から急速に崩壊しつつある。農業センサスによれば，1985年から2000年の間に全国の経営耕地面積は，456.7万haから388.3万haへと68.4万ha，率にして15.0%減少した。しかも各センサス間の減少面積（率）は，85～90年が20.6万ha（4.5%），90～95年が24.1万ha（5.5%），95～00年が23.6万ha（5.7%）と，全く歯止めがかからない。データの制約上，この変化を全国の農業地域類型別にみることはできないが(注1)，典型的な例として島根県，岩手県，北海道における経営耕地面積の変化を農業地域類型別にみてみよう(注2)（第１図）。

農業崩壊が他地域に先駆けて進んでいる中国地方の島根県では，85年の全経営耕地面積を100とすると00年のそれは75にまで減少している。90年センサスで西日本において農家定義の変更があったことを考慮しても(注3)，その崩壊速度は速い。95～00年のわずか５年間で，中間地域では14%，山間地域では12%減少した。

西日本と比べて家制度が強く残存し，農業の足腰が強いと考えられてきた東北地方でも，筆者がかつて予想したように(注4)，中山

第１図　農業地域類型別経営耕地面積の推移

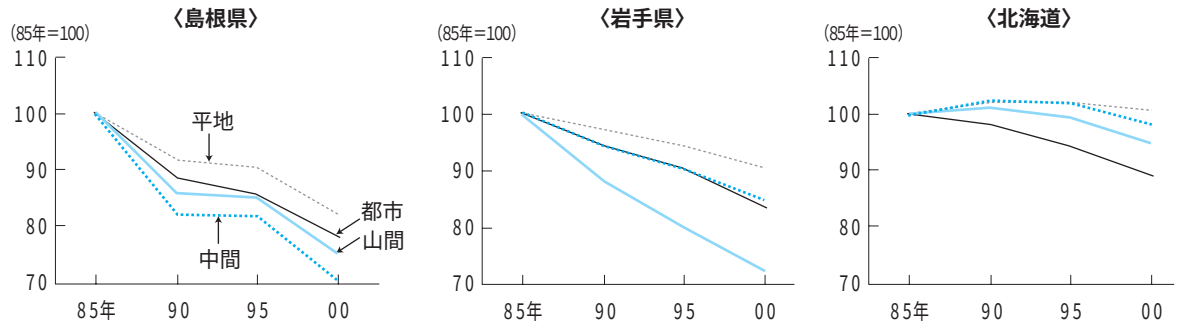

資料　農業センサス各年版

間地域を中心に急速に経営耕地面積の縮小がみられる。岩手県を例にみると，85年を100とすると00年は県全体では86で14％の減少だが，山間地域では74で26％も減少している。95～00年の最近の５年間で，中間地域では５％，山間地域では９％減少した。

一方，大農業地域で国際競争力のある農業の展開が期待される北海道では，85年の経営耕地面積を100とした時の00年の指数値は全体では98.3でわずかな減少にとどまっている。しかし，農業地域類型別にみると，平地地域では経営耕地面積が維持されているのに対し（00年は100.9），中間地域では若干減少（同98.5）しており，山間地域は95.1で５％も減少した。しかも，山間地域では85年から90年にかけていったん増加した経営面積は95年に減少に転じ，その減少幅は95～00年に大幅に増加している。北海道においても山間地域から農業の縮小が始まっているのである。

こうした中山間地域農業の衰退に歯止めをかけ耕作放棄を防ぐ切り札として，政府は00年度から中山間地域等直接支払制度を導入した。この制度によって急傾斜地等のため制度対象となる農地の約８割（80.8％）がカバーされたこと(注5)，また直接支払いの要件である集落協定の締結がなされた集落においては耕作放棄の防止のみならず地域活性化に結びついた事例が少なくないことなど(注6)，この制度には一定の耕作放棄防止と地域活性化の効果がみられる。

しかし，肝心の中山間地域農業の崩壊阻止にどの程度の効果を持つかについては大きな疑問がある。まず，この制度による対象農地のカバー率（協定締結率）は地域差が非常に大きい。制度の対象農地の約半分を占める北海道では93.5％に達するが，都府県全体では71.0％にすぎない。県レベルでみれば50％に満たない都府県が6もある(注7)。しかもこの制度の実施状況を市町村レベルで調べた調査(注8)によれば，農業危機の程度がそれほど深刻でない比較的農業条件に恵まれた地域で本制度が広く受け入れられた一方で，農業危機が深刻な地域ほどカバー率が低いこと，つまり耕作放棄の防止効果が少ないことが明らかになった。現行の中山間地域等直接支払制度は，中山間地域農業の衰退に歯止めをかけるために十分機能しているとはいえないのである。

こうしたなかで本稿の目的は，中山間地域（条件不利地域）の農業問題の対策において既に長い歴史を持つEUの経験から，我が国の直接支払制度を改善するための教訓を得ることである。我が国には既にEU諸国の条件不利地域政策について相当の研究蓄積があるので，本稿においては主にそれらを活用する形で整理を行う。

（注1） 90年以降のセンサスには農業地域類型別の経営耕地面積の全国総計値が示されているが90年の分類は現市町村単位，95年と2000年の分類は旧市区町村単位であるうえ，どの市町村がどの農業地域類型に分類されるかはセンサスによって異なるため，時系列的な農業地域類型別の経営耕地面積の変化はこのデータからは把握できない。例えば，90～95年の間では，都市的地域の経営耕地面積が96.1万haから59.7万haに激減した一方で，平地農業地域のそれは164.6万haから194.8万haへと大幅に増加しているが，これは都市部で経営面積が激減し平野部で激増したのではなく，農業地域類型の分類に大きな変化があったからである。

（注2） 各道県の農業地域類型別経営耕地面積は95年センサス当時の市町村を単位として分類・集計した。なお耕作放棄地面積の増加でなく経営耕地面積の減少を中山間地域農業衰退の指標とする理由は，離農して非農家となった元農家の耕作放棄地面積はセンサスではカウントされないため，多くの離農農家の農地が耕作放棄されている現状では農業崩壊を過小に評価してしまうこと，また長く耕作放棄状態にある農地は耕作放棄地としてカウントされないからである。一方，経営耕地面積の減少量には非農業用地への転用も含まれ，必ずしも農業崩壊の正確な指標とはいえないが，中山間地域においてその割合はすくないと考えられ，先にあげた問題点を含む耕作放棄地面積よりすぐれた指標と判断した。

（注3） 85年センサスまでは西日本の農家の定義は，経営耕地面積が5a以上の世帯または農産物販売金額が一定以上の世帯であったが，90年センサスからは経営耕地面積の下限が東日本と同じ10aに引き上げられた。

（注4） 須田敏彦（1995）で，島根県と青森県の山間地域の農村調査から，東北地方においても中山間地域で農業の崩壊と再編が始まるであろうことを示した。

（注5） 農林水産省（2002）による。

（注6） 例えば，小田切徳美編（2002）を参照。

（注7） 農林水産省（2002）による。

（注8） 須田敏彦（2002a，2002b）参照。

2．EUの条件不利地域農業政策とその効果

EU（EC）において日本の中山間地域に相当する条件不利地域（LFA：Less-favoured Areas）の農家に対して補償金（以下LFA補償金とする）が支払われるようになったのは1975年からである。さらに，加盟国独自の政策までみれば，その歴史はイギリスが丘陵地農業対策として補助金を交付した1940年にまでさかのぼり，LFAに対する直接支払いの歴史は欧州では半世紀以上になる。ここでは，まずEU（EC）の共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）がLFAの農家に対してどのような目的でどの程度の直接支払いを行っているのかをまず整理する。また，LFA補償金制度はCAPの制度でありながらLFA地域の指定や補償金の単価などでEU加盟国の裁量にまかされた部分も多く，加盟国間の多様性も大きい。また，LFA補償金以外の直接支払いもある。そこで，次にEUの主要国であり邦文の文献も多いイギリス，ドイツ，フランスにおけるLFAへの直接支払政策の概要を整理する。また，資料の制約の範囲内で，これらの直接支払いがその目的の達成にどの程度の効果をあげているのか可能な限り明らかにしたい。

（1） EUの共通農業政策におけるLFA補償金制度

a．制度発足の経緯

EU（EC）の共通農業政策（CAP）としてのLFA農家への直接支払いは，1973年にイギリスがECに加盟したことにより，75年に「山岳地，丘陵地及び特定の条件不利地域の農業に関する指令」（75/268号）（以下，75年指令とする）が制定されたことで実現した。ECは1957年のローマ条約にみられるようにその設立当初から，「異なった農業地域間の構造及び自然的不均衡から生ずる農業活動の特殊性」に注意を払っていたものの，CAPとしてはLFAへの直接所得補償は75年まで行ってこなかった。一方イギリスは，食料増産等を目的とした丘陵地農業への補助金交付を第二次世界大戦中の1940年から続けており，EC加盟にあたって，ECの

政策としてそれを継続するよう強く主張した。それに対し，フランスやドイツなどいくつかのEC諸国も独自のLFA対策を行っていたこと，さらに石油ショックを契機として経済が低成長と高失業の時代を迎えたこと，農業構造改革への悲観論が高まったこと，山岳地域などの過疎化が進んだことなども(注9)あり，EC側もイギリスの提案を受け

第１表　条件不利地域（LFA）補償金制度の概要

１．支援の目的
(1)　継続的な農地の利用を可能にすることにより活力ある農村社会の維持に貢献する。
(2)　田園を維持する。
(3)　特に環境保護の必要性を視野に入れた持続可能な農法を維持・促進する。

２．支援の方法
(1)　LFAの農民は補償金（compensatory allowance）を受け取ることができる。
(2)　補償金は以下の条件を満たす農民に対し１ha当たり一定額が支払われる。
- 決められた一定面積以上の農業を営む者（一般には３ha以上だが，国によってはより小さな農業経営も対象となる）。
- LFAで最初の補償金を受け取ってから少なくとも５年間の農業活動を営む者。
- 環境を守り田園を維持する必要と矛盾しない通常の良い農法（usual good farming practices），特に持続可能な農業を実践する者。

３．補償の水準
(1)　補償金は以下の水準に設定される。
- 現存するハンディキャップを埋め合わせる（compensation）ために効果的な貢献をするのに十分な額。（下線は引用者による）
- 補償過多にならない額。

(2)　補償金は以下の条件によって異なる。
- 地域（region）の状況や開発の目的によって。
- 農業活動に影響を与える自然的なハンディキャップの大きさによって。
- 必要な場合には，解決されるべき特定の環境的問題によって。
- 生産の様式，そして必要な場合には経営（holding）の経済的構造によって。

(3)　補償金は別に決められる最低額と最高額の間に設定されるべきである（現在最低額は農地１ha当たり25ユーロ，最高額は200ユーロ）。
ただし，もしプログラムレベル全体の補償金の平均額が最高額を超えなければ，この最高額を超える補償金を支払ってもよい。（下線は引用者による）

４．LFAの定義
LFAには大きく分けて，山岳地域，通常のLFA，そして特定のハンディキャップを抱えた地域，の３つの地域がある。
(1)　山岳地域（mountain areas）
山岳地域は以下の条件によって土地の利用が非常に制約され，かなり経営費用が高くなってしまう地域である。
- 標高が高いために作物の育成期間がかなり短縮されるという気候条件。
- 標高は低いが，地域のかなりの部分で傾斜がきついために機械が使えなかったり非常に高価な特殊な道具が必要な地域。
- 上述の２条件が複合している地域。
- 緯度が62°より北の地域および特定の隣接地域も山岳地域と同様に扱われる。

(2)　通常のLFA
土地利用が放棄される危険があり，かつ田園の保全が必要な地域で以下の特徴を持つ地域。
- 生産性が低く，耕作が困難で農地の潜在力（potential）が限られているために多大な費用をかけなければ生産性が向上せず，主に粗放的な畜産業に適した地域。
- 自然環境的条件により農業の経済的パフォーマンスに関する主要な指標において生産性が明確に平均より低い地域。
- 住民が農業生産に主に依存する人口過小あるいは減少地域で，人口の加速的な減少が地域の活力と居住の継続を妨げている地域。

(3)　特定ハンディキャップ地域
環境の改善，田園の維持，観光資源の保全，海岸線の保護のために農業の継続が必要とされる特定のハンディキャップ地域。

出典　European Comission（1999）pp.10～12より抜粋。一部加筆。

入れ75年指令が制定されたわけである。

b．LFA補償金制度の目的と補償水準

さて，CAPのLFA補償金制度の目的と支給条件，補償額等は既に様々な文献で紹介されているので，第１表に簡潔に整理するにとどめる。ただその要点をごく簡単にまとめるなら，標高の高い山岳地域や，農地の土質が悪かったり傾斜度が高い一般のLFA，それに特殊なハンディキャップを抱えたLFAにおいて平地農業との生産コストの差を直接支払いで補償し，それによってLFAの農業維持を可能にして田園の景観や環境を維持し，農村社会を守っていこうという制度である。

EU加盟各国はこの75年指令に従ってLFAを指定し補償金の単価等を決定するが，先述のようにそれには加盟国の独自の裁量にまかされた部分が多く，国によって多様である。またEUの財政負担割合は通常25%で，残りは各国政府の負担となっている。

c．EU加盟国におけるLFA補償金の実態と効果

EU各国においてLFAが全農地に占める割合，補償金を受ける農家の割合，そして平均支給額は以下のとおりである。

（a） EU各国におけるLFAの農地面積

第２表が示すように，EU15か国のなかでLFAの農地は約7,800万haあり，EUの全農地の56%と過半を占めている。うち山岳地帯に分類される農地は35%，一般LFAが61%，そして特定ハンディキャップ地域が４%である（95年）。しかし，全農地に占め

第2表　EUにおける条件不利地域の農地（1995年）

（単位　千ha，%）

	条件不利地域における全農地面積				全農地に占める条件不利地域の割合	
	山岳地域	一般LFA	ハンディキャップ	計 (a)	全農地 (b)	割合 (a/b)
ベルギー	-	273	-	273	1,357	20.1
デンマーク	-	-	-	-	2,770	-
ドイツ	337	7,888	199	8,424	17,015	49.5
ギリシャ	3,914	964	402	5,280	6,408	82.5
スペイン	7,503	11,343	700	19,546	26,330	74.2
フランス	5,284	7,809	804	13,897	30,011	46.3
アイルランド	-	3,456	12	3,468	4,892	70.9
イタリア	5,218	3,405	218	8,841	16,496	53.6
ルクセンブルク	-	122	3	124	127	98.0
オランダ	-	-	111	111	2,011	5.5
ポルトガル	1,227	2,056	150	3,433	3,998	86.9
イギリス	-	8,341	1	8,342	18,668	44.7
EU12か国計	23,483	45,657	2,599	71,738	130,071	55.2
オーストリア	2,047	208	164	2,419	3,524	68.6
フィンランド	1,407	536	220	2,164	2,549	84.9
スウェーデン	526	1,011	333	1,869	3,634	51.4
EU15か国計	27,463	47,412	3,316	78,190	139,780	55.9
全体に占める割合(%)	35.1	60.6	4.2	100.0	-	-

出典　ブラウアー，ファン・ベルクム（2001），91頁
原典　欧州委員会，Directorate-General VI-F．II．1．

るLFA農地の割合は国によって大きく異なり，デンマークの０％，オランダの5.5％といった極端に低い平野部の国がある一方で，山間地が多い国や高緯度の国は，ルクセンブルクの98.0%，ポルトガルの86.9%，フィンランドの84.9%，ギリシャの82.5%などと，ほとんどの農地がLFAに分類されている。本稿で特別に取り上げるイギリス，ドイツ，フランスは，それぞれ農地の44.7%，49.5%，46.3%と，半分近くがLFAに分類されている。

（b） 補償金受給農家率と受給額

第３表からわかるように，LFA補償金を受け取る農家はEU12か国では全農家の13%にすぎないが，LFA内の農家でみると半数近い45%が補償金を受け取っている。しかしその割合は国によって大きく異なり，LFA内のほぼ全農家が受給するアイルランド（99%），オランダ（98%），イギリス（95%）がある一方で，イタリアでは９%，スペインでは34%しか受給していない。これらの国で受給率が低い理由は，補償金支給の対象となる最低の農地面積（３haないし国，地域によっては２ha）に満たない小さな農家の比率が高いからだと言われている(注10)。イギリス，ドイツ，フランスはそれぞれ全農家の25%，35%，15%が，そしてLFA内の農家の95%，87%，54%がLFA補償金を受け取っている。

さて，肝心の補償金の水準だが，EU12か国全体では受給農家は94年当時１戸当たり1,310ECU（当時の為替レート1ECU＝123円として約16万円）を受け取っており，これもポルトガルの410ECU（５万円）からルクセンブルグの4,437ECU（55万円）と大きな開きがある。一概には言えないが，経済的に豊かな国ほど多くの補償金を受け取っていることが同表から読み取れる。イギリス，ドイツ，フランスではそれぞれ2,419ECU（30万円），2,163ECU（27万円），2,127ECU（26万円）と，同水準の受給額である。

大家畜1単位あるいはha当たりの補償金単価には，加盟国間でそれほど大きな格差はみられない。EU12か国の平均は67ECU（8,200円）で最高のルクセンブルグが113ECU（1万3,900円），最低のスペインが36ECU（4,400円）となっている。イギリス，ドイツ，フランスはそれぞれ47ECU（5,800

第３表　条件不利地域補償金の交付状況（1994年）

（単位　ECU，%）

	条件不利地域に支給される補償金			受給農家率	
	受給農家数	農家１戸当たり受給額	家畜単位当たり受給額	対全農家	対LFAの農家
ベルギー	6,873	1,329	86	8	86
デンマーク	-	-	-	-	-
ドイツ	231,275	2,163	93	35	87
ギリシャ	190,262	521	61	22	66
スペイン	183,561	447	36	12	34
フランス	139,435	2,127	70	15	54
アイルランド	105,619	1,575	88	62	99
イタリア	39,056	689	57	1	9
ルクセンブルク	2,515	4,437	113	63	84
オランダ	3,901	884	104	3	98
ポルトガル	89,510	410	54	15	53
イギリス	60,912	2,419	47	25	95
EU12か国計	1,052,919	1,310	67	13	45

出典　第2表に同じ（93頁）
原典　欧州委員会，Directorate-General VI-F.II.1.

円），93ECU（１万1,400円），70ECU（8,600円）となっている。１農家当たりの農地面積（家畜数）が多いイギリスでは単価が低く，逆に少ないドイツでは単価が高いという関係がみられる。

さて問題なのは，こうしたLFA補償金がLFAの農家所得のなかでどの程度を占めているかである。残念なことに，筆者が調べた限りではEU全体でこのことを統一的に示すデータは邦文の文献には見当たらない。その近似値として利用可能なデータは，第４表として掲げた85年時点の農業所得に占める補助金の割合である。この表からすると，LFAの農業所得に占める補助金の割合は国によって大きな違いがある。イタリアでは6%とわずかであるが，イギリスでは99%とほぼすべての農業所得が補助金である。フランスも33%で，農業所得の３分の１が補助金で占められている。しかしこの補助金には利子補給を除くすべての直接補助金が含まれていて，LFA補償金以外の補助金も含んだ全体的な直接所得補償の程度を示したものである。LFA補償金が所得に占める割合は，後で国別の状況を検討するなかでみていこう。

第４表　補助金が農業所得に占める割合（1985年）

（単位　ECU，%）

	１農場当たり補助金額			農業所得に占める割合	
	通常地域（a）	LFA（b）	b/a	通常地域	LFA
ドイツ	1,020	2,015	2.0	8.6	19.0
フランス	1,180	2,665	2.3	8.6	33.0
イタリア	348	527	1.5	2.7	6.0
ベルギー	469	2,693	5.7	1.9	12.6
ルクセンブルグ	651	2,528	3.9	3.4	12.9
イギリス	2,470	15,569	6.3	18.3	98.9
アイルランド	956	1,787	1.9	8.1	22.1
ギリシャ	529	797	1.5	6.5	10.2

出典　EC委員会(1990),51～52頁
(原注)　補助金には,畜産・作物生産,家畜購入,経費に対する補助金(利子補給は除く)および設備補助金が含まれる。

（ｃ）　耕作放棄防止への効果

それでは，LFA補償金制度は，農業経営の継続による田園・環境保全，農村社会の維持などにおいてどの程度の効果をあげているのだろうか。この点に関してEUレベルで全体的に論じている文献は残念ながら見当たらない。

ただ，それぞれの国でみると，生源寺はイギリスの例を引いてLFA農家の農業所得に占める補助金の割合が極めて高いことから，直接所得補償が農業生産の存在を支えていることはほとんど自明であるとしている[(注11)]。しかし，既にみたようにイギリスのLFA農家１戸当たりLFA補償金の平均給付額は94年時点で2,419ECU（30万円）にすぎず，LFA農家の経営を支えている補助金のほとんどはLFA補償金以外のものであると考えられる。所得のほとんどを補助金にたよるイギリスのLFA農家といえども，LFA補償金のみに支えられているわけではないのである。

他の国についてはどうであろうか。EU委員会は，「(LFA)補償金は放牧型の家畜生産において農家所得に決定的な貢献をしており（EU全体で24%），アイルランドではその割合は40%にも達する。これらの支払いがなかければ，幾つかのLFAにおいてこの種の経営が成り立つかは疑問である」と，農

業経営維持におけるLFA補償金の効果を強調している[注12]。

一方，イギリスにおける効果を自明とした生源寺も，直接補償を受けられる農家は一定以上の規模の農家に限定されている上,「あまりにも小さな農場については，直接所得補償の額はこれらの農場の維持に十分であるとは考えられない」というEC委員会の意見を紹介している[注13]。１戸当たりのLFA補償金の額が最も高いルクセンブルグでも平均4,437ECU（55万円）であること，農業が「主業」の農場主の割合がLFAでは42%にすぎないことに表れているようにLFA農家には兼業農家が多く（農業所得は総所得の一部にすぎない[注14]），農業所得の若干の増加だけでは農業経営継続の十分なインセンティブにはなりにくいことなどを考えれば,こうした疑問は当然であるといえよう。

そこでLFA補償金が農業経営と農業維持に果たす役割のように，EU全体の議論からは把握しにくい点を一層明確にするために，EUの主要国であると同時に農業大国でもあり，また広いLFAを抱えるイギリス,ドイツ,フランスを例に,LFA補償金制度等の概要と,それが各国の農業の維持にどの程度効果をもっているのかをみていこう。

（注９） 是永東彦(1992)，2頁による。
（注10） 同上，13頁。
（注11） 生源寺真一(1998)，85頁。
（注12） European Commission Directorate General for Agriculture（DG VI)(1997)，pp.55-6.
（注13） 生源寺真一(1998)，183頁。
（注14） EC委員会編(1990)，8頁。

（2） イギリスのLFA補償金制度

イギリスのLFA政策については和泉(1989)，福士（1992，1995)，ソンダース(1996)，柘植(1999)，柏(2000)などによる豊富な研究蓄積が我が国にはあるので，ここではそれらを活用しながらイギリスのLFA補償金制度の概要と補償の水準，そしてそれが農業維持に対してもつ効果について概要を整理する。

a．イギリスにおけるLFA補償金制度の概要

イギリスで全農地の45%を占めるLFAへの直接支払制度の特徴の一つは，柘植によれば，耕種農業を対象とせず支払いが繁殖用家畜に限定されていることである[注15]。イギリスのLFAは条件最劣等地域（SDA：Severely Disadvantaged Area）と条件劣等地域（DA：Disadvantaged Area）の２種類に分類され（SDAが全LFAの88%を占める)，それぞれ家畜の種類(雌羊，繁殖牛)によって異なる補償金（丘陵地家畜補償金＜HLCA：Hill Livestock Compensatory Allowances ＞）がCAPの75年指令に基づく補償金として支給される。

しかし，イギリスのLFAの直接所得補償はHLCAだけでなく，むしろ80年にCAPによって導入された非LFAをも対象とする年次雌羊奨励金と繁殖牛奨励金がより大きな意味を持っている。これらの奨励金は第５表が示すように支払単価がHLCA以上に高いだけでなく，HLCAのような面積当たりの支給限度もないため，LFA農家の所

第5表　LFAへの直接所得補償金の単価（1997年）

（単位　ポンド/頭）

	HLCA			雌羊奨励金	繁殖牛奨励金
	雌羊		繁殖牛		
	特別指定種	その他品種			
条件最劣等地域（SDA）	5.75	3.00	97.50	12.50＋5.38	117.36
条件劣等地域（DA）	2.65		69.75		

出典　柘植徳雄（1999），365～367頁から筆者作成。
（注）1．雌羊奨励金の12.50ポンドは推定値。
　　2．雌羊奨励金はLFAでは5.38ポンド上乗せされる（1996年の場合）。

得補償という点では，HLCAよりもはるかに重要な役割を果たしているのである。例えば，柘植によれば，「1980年代半ばの時点において，LFA畜産の農業所得に占める補助金額の割合は既に90～120%の水準にあったが，そのなかでHLCAは25%程度しか占めていなかった。」という[注16]。さらに，92年のCAP改革によって，HLCA以外の補助金は農産物価格低下に対する補償金としてその役割を一層増している。

b．補償金の水準

イギリスの場合，LFA補償金（HLCA）の支払額には他のEU諸国と違って上限が設定されておらず，大規模農家ほど多額の補償金を受け取ることができる。また，他の直接支払いも含めれば，LFAの畜産農家が受け取る補助金は膨大な額になる。邦文の文献からはLFA農家の農業所得に占める補助金全体の割合に関するデータは断続的にしか得られないが，幾つかの文献のデータをつなげることでその傾向を知ることができる。つまり，和泉による83/84年度，84/85年度のデータ（第６表），ソンダースによる90/91年度から94/95年度のデータ（第２図），そして柘植の94/95年度から96/97年度におけるスコットランドの約200%というデータである[注17]。これらを総合すると，80年代前半には農業所得に占める補助金の割合は既におよそ100%であったが，CAP改革

第6表　農業所得に占める補助金の比率

（単位　%）

		1983/84年	84/85
LFA地域畜産経営	イングランド	93.7	92.8
	ウェールズ	109.6	109.1
	スコットランド	110.2	120.9
その他の経営（イングランド）	酪農	6.3	7.6
	耕種	2.3	2.7
	養豚・養鶏	1.6	0.9
	平野部畜産	34.8	53.4

出典　和泉真理（1989），53頁
原資料　農業食糧漁業省「農業年次報告」（1986）

第2図　イギリスの北部地域における純農業所得と直接補助金の水準の比較

―― 1農家当たり ――

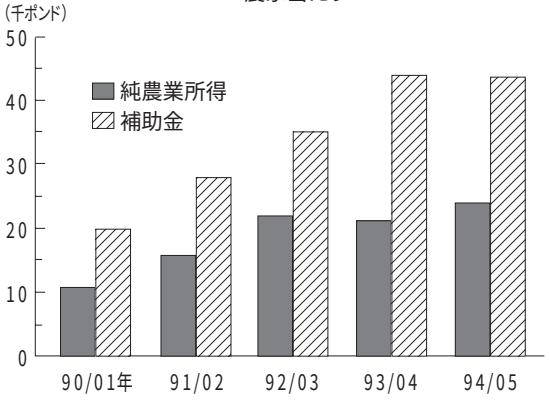

出典　キャロライン・ソンダース（1996），12頁
原資料　MAFF“Farm Incomes in the UK 1993/4”

によって農産物価格が低下した90年代前半に補助金が急増し，90年代後半には200％の水準に達したことがわかる。これは，農家にとって農業経営そのものは大幅な赤字で，補助金はそれを埋め合わせ，しかも農業所得のすべてが補助金によるものであることを意味している。農外所得の存在を考慮しても，多くのLFA農家の生活はほとんど補助金に支えられているのである。

c．LFA直接支払いの農業維持効果

それでは，このきわめて厚いイギリスの財政的支援は，LFAの農業維持にどの程度の効果を生んでいるのだろうか。福士によれば，76年から87年の間にLFAの肥育牛の飼育頭数は約100万頭から84万頭へと16％減少したが，その減少率は非LFAの34％よりもずっと少なかった。一方，同期間に羊の飼育頭数はLFAでは24％増大した（非LFAでは41％増大[注18]）。このように，LFA補償金を含む多様な直接補償政策は，LFA農業の衰退防止と農業生産の増大に一定の効果があったといえるだろう。

一方柘植は，農業生産維持と人口定着におけるLFA政策の効果をより大きく評価し，「HLCAなどによるLFA政策は，個別経営の維持に絶大な役割を果たし」たとしている[注19]。そして，LFAの農業（畜産）は衰退するどころか，放牧頭数の増大がもたらす過放牧による環境破壊と畜産物の過剰生産という問題さえ引き起こしたというのである[注20]。

以上みてきたように，イギリスにおけるきわめて手厚いLFAの直接支払制度は，LFAの農業経営を維持し，過放牧や畜産物の過剰という問題を生むほどに農業維持という点では効果があったと結論できるだろう。

（注15） 柘植徳雄（1999），364頁。
（注16） 同上，366頁。
（注17） 同上，366頁。
（注18） 福士正博（1992），92頁。
（注19） 柘植徳雄（1999），368～369頁。
（注20） こうした認識は柘植徳雄（1999），生源寺真一（1998）など多くの論者に共通してみられ，イギリス農業に関してはかなり普遍的な評価だと考えられる。

（3） ドイツのLFA補償金制度

次に，ドイツについてLFA補償金制度の概要とその効果についてみていこう。

a．ドイツのLFA補償金制度の概略

ドイツにおけるLFA政策については，石光（1992），津谷（1994），市田（岩田）（1997）による詳しい研究成果があるので，ここではそれらを中心に整理する。

ドイツでは，石光によればEUの区分どおりに「山岳地域」，「条件不利農業地域」，そして「小地域」の三つの地域に分類される。旧東ドイツとの統合前の旧西ドイツのLFAは75年当初全農地の30％にすぎず，また補償金の支払対象面積が全農地に占める割合は11％にすぎなかった。それが徐々に拡大され，89年にはLFA農地が旧西ドイツの全農地に占める割合は53％に達し，農家総数に占める補償金受給農家の割合も75年の10％から39％に増大している。

なお，市田（岩田）によれば旧東ドイツでも92年からLFA補償金が支給されているが，旧東ドイツについては上述の文献には

データがほとんどなく，以下の記述は旧西ドイツに限られる。

b．支給額の水準

LFA補償金は大家畜１単位（乳牛および２歳以上の牛を１単位とする。羊＜母羊＞は１頭0.15単位）ないしha当たり55～240マルク（１マルク＝90円〈90年〉として4,950円～２万1,600円）で条件最劣等地域では286マルク（同２万5,740円）となっている。ただし，１経営当たり給付限度額が設定されており，それ以上は給付されない。この限度額は引き上げられる傾向にあり，90年現在では１万2,000マルク（108万円）という州が多いが，州や農業の内容によっては２万1,000マルク（189万円）というところもある[(注21)]。

既にみたようにLFA面積およびLFA補償金受給農家は制度導入当時に比べて急増したが，１経営当たりの平均給付額も80年代後半に大幅に増加した（第３図）。91年現在では，およそ１経営当たり平均3,000マルク（27万円）となっている。また，市田（岩田）によれば，旧西ドイツのLFAの専業経営に対するLFA補償金は94/95年で平均4,600マルク（１マルク＝66円〈95年〉として30万円）に達している（第７表から筆者計算）。

さて問題なのは，こうしたLFA補償金がドイツの農業所得のどの程度を占めているかだが，第７表によれば，旧西ドイツのLFAにおける専業経営の所得に対するLFA補償金の額と割合はそれぞれ92/93年で4,631マルク，10.7％，94/95年で4,636マルク，10.5％となって

第３図　ドイツのLFA補償金の支払い推移

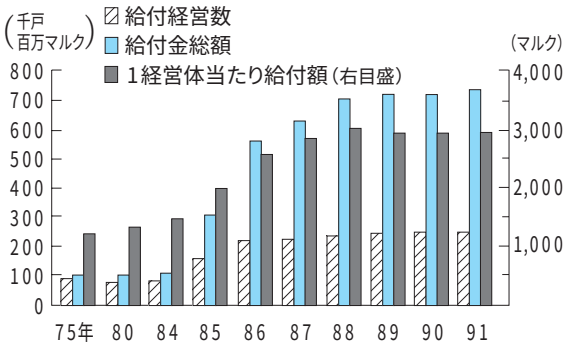

出典　津谷好人（1994），215頁
原資料　*Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Foresten,* 各年次版より作成。

第７表　旧西ドイツの専業経営に対する直接所得補償
――LFA補償金受給経営――

（単位　マルク，％）

	1992/93年		94/95	
	金額	割合	金額	割合
所得	43,284	100.0	44,151	100.0
直接所得補償	19,922	46.0	23,762	53.8
農産物に対するもの[1)]	2,355	5.4	8,475	19.2
価格に関する補償[2),3)]	-	-	6,386	14.5
家畜奨励金[3),4)]	-	-	1,819	4.1
経営費に対するもの	1,627	3.8	2,593	5.9
利子補給	641	1.5	426	1.0
投資助成	207	0.5	387	0.9
その他（ガソリン税割引など）	-	-	1,819	4.1
経営全体に対するもの[5)]	15,940	36.8	12,655	28.7
休耕奨励金[3),6)]	-	-	1,200	2.7
社会構造調整金	-	-	2,825	6.4
緊急補助金	354	0.8	-	-
条件不利地域補償金	4,623	10.7	4,644	10.5

出典　市田(岩田)知子(1997)，96頁
(注)　若干表現を変えたところがある。
原資料　*Agrarbericht 1994,* p.53，*Agrarbericht 1996(MB),* p.36，p.80.
(原注)1．亜麻，大麻，ホップ種，草の種に対する補助金，動物の疫病による損害に対する補償を含む。
2．穀物，トウモロコシ，豆類，油糧種子に対する所得補償。
3．92/93年についてはデータなし。
4．乳母牛，雄牛，羊に対する奨励金。
5．牛乳年金，植林奨励金，環境保全的農業生産奨励金，経営全体に対するその他の所得補償（州独自の措置も含む）。
6．CAP改革関連およびその他の休耕。

いる（額は筆者の計算による）。金額も日本円で30～40万円程度，農業所得に占める割合も１割程度と決して高い水準とはいえない。

しかし，見逃してはならないのは，同表が示すように，LFAの農家にはLFA補償金以外にも様々な直接所得補償がなされ，その合計額は農業所得のおよそ半分に達していることである。その最も重要なものは，92年のCAP改革に伴って導入された農産物価格の引下げの代償として農家に支払われる補償金だが（94/95年では所得の14.5%を占める），それ以外にも家畜奨励金，ガソリン税割引，社会構造調整金など実に多様な直接支払いがなされているのである。

c．LFA補償金等の農業維持効果

次に，LFA補償金がLFAの農業維持にどの程度の効果を生んでいるか検討してみよう。残念ながら上述の邦文文献にはこの点を説得的に示すデータはみられないが，津谷は，LFAにおける「補償金が…，粗放的家畜の生産を刺激し，現在，生産過剰気味になっていることも否定できない。」とその生産維持ないし刺激効果を指摘している(注22)。これは，ドイツにおけるLFA補償金が生産過剰を引き起こすほど農業生産の維持あるいは増産にインセンティブを与えていることを意味している。しかし，津谷はこのLFA補償金が農業経営の所得補填によって「農業構造変化にある程度ブレーキをかける効果を果たしていることは確か」と評価しつつも，面積規模の大きい経営ほど補償金の受取額が多く保護効果が高いのに対し，「この対策の趣旨からいって，本来保護されるべきであった小規模農業層には（補償金が少なく－引用者）ほとんど影響を及ぼさない」と結論づけている(注23)。これは，補償金支給対象農家の下限（３ha）が設定されているのとあいまって，このLFA補償金制度が小規模農家の脱落の有効な歯止めとなっていないことを示すといってよい。そして実際，ドイツの農業経営数は93年の60.6万から97年の53.4万へとわずか４年で12%も減少しているのである(注24)。

にもかかわらず，第４図が示しているように，ドイツの利用農地面積は，86年から90年までの間，そして東西統合後の91年以降もほとんど減少していない。つまり，手厚い所得補償政策によっても小農を中心とした農家の離農は防げないが，離農農家が放出した農地は残った経営によって吸収され，利用農地面積の減少，すなわち耕作放棄は顕在化していないのである。もちろん，これは平地も含めた全国レベルの話であり，山岳地などミクロにみていけば耕作放棄が顕在化している地域もあろう。それにしても，近年急速に経営耕地面積が全国レベルにおいても減少している日本とは対照的である。こうした農業維持の背景にLFA補償金等の直接補償金による手厚い農業保護があることは明らかであろう。

（注21） 津谷好人（1994），214頁。
（注22） 同上，197頁。
（注23） 同上，236頁。
（注24） European Commission，*The Agricultural Situation in the European Union,* various issues.

第4図　イギリス，ドイツ，フランスにおける利用農地面積の変化

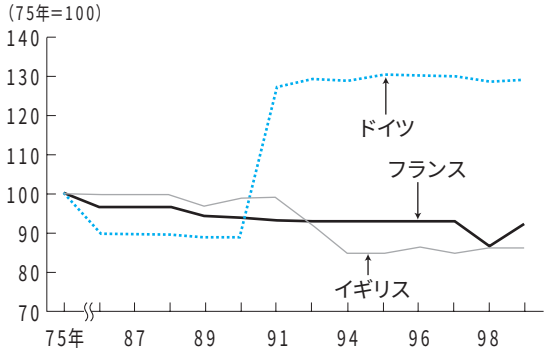

資料　European Commission. *The Agricultural Situation in the European Union,* various issues. から筆者作成
（注）　ドイツは90年までは旧西ドイツのみのデータ,91年以降は旧東ドイツを含むデータ。

(4)　フランスのLFA補償金制度

次に国別事例の最後としてフランスについて検討するが，是永（1994），石井（2002）によれば，フランスのLFA補償金の制度と効果は，イギリスやドイツと基本的には同じようである。

a．フランスのLFA補償金制度の概要

是永によると，フランスでは既に1960年の農業基本法のなかに過疎地域の農業経営を維持するために支援を行う旨の規定がなされている。それが，「山岳地域の危機的地域における土壌維持･保全に寄与する農業者に対する特別補償金」として72年に制度化され，それは74年から「山岳地域特別補償金（ISM）」と呼ばれるようになった。ECの75年指令が制定される前に，フランスでも同様の制度が既に作られていたのである。しかし当時この補償金の給付対象となった山地農業地帯は国土面積の20%にすぎず，現在の43%に比べるとかなり限定的であった(注25)。

そしてこのフランス独自のLFA補償金制度は，75年にECの指令が制定されたことによって，77年にその下に再編されることになった。現在フランスのLFAは「高度山岳地帯」「山岳地域」「山麓地帯」「普通条件不利地域」，そしてそれらにまたがる「乾燥地帯」に分類されている。LFA補償金は，これらの地域分類と家畜の種類によって異なる単価が，受給資格農家（３ha以上，最低３単位の大家畜飼養，５年間の営農義務等）に交付される。支給にはドイツと同様限度額が設定されている。

b．LFA補償金等の支給の水準

１家畜単位当たり補償金の単価の変化を示したのが第８表である。LFAの各区分において補償金単価が順次引き上げられてきたことがこの表からわかるであろう。ただ，物価上昇を差し引いた実質単価でみると，乾燥地域の羊を除き，それほど大きな増額があったとはいえない。

さて，実際に農家はどの程度のLFA補償金を受け取っているのだろうか。またそれは農家所得のどの程度を占めているのだろうか。是永によれば，90年時点で受益農家の平均受給額は１万3,200フランで約33万円（１フラン＝25円で計算），特に条件の悪い「高度山岳地帯」および「山岳地帯」では１万7,000フランで約42.5万円，普通条件不利地域では平均8,000～１万フラン（20～25万円）程度が交付されていた(注26)。LFA補償金が農家所得に占める割合を示す全国的なデー

第8表　フランスにおけるLFA補償金単価の推移

（単位　フラン）

	山岳地域		山間地域			山麓地域			普通条件不利地域		
	牛*	羊	牛*	羊	羊（乾燥地域）	牛*	羊	羊（乾燥地域）	牛（繁殖）	羊	羊（乾燥地域）
1974年	200	200	200	200	200	-	-	-	-	-	-
78	300	300	200	200	200	100	100	100	-	-	-
80	465	465	310	310	310	130	130	130	-	100	100
83	600	600	350	355	385	150	165	165	-	143	143
85	629	629	371	400	518	159	174	261	-	152	228
88	764	838	568	620	793	217	281	471	152	254	422
92	795	956	591	735	956	226	333	558	166	302	500
93	882	960	656	816	960	251	370	619	184	335	555
補償金導入時と1993年の実質単価の比較											（単位　%）
	122	133	91	113	133	103	151	253	105	167	277

出典　石井圭一（2002），101頁
（注）　大家畜単位当たりの単価であり，それぞれの家畜１頭当たりの単価ではない。
原資料　フランス農林省資料
（原注）　*ヤギに対する単価も同額。

タはフランスにはないようだが，各種の実態調査によれば，地域や畜産の種類によって差は大きいものの，おおむね70年代で10～20%であったが，80年代には増大し，高度山岳地帯の酪農経営では農業所得に対するLFA補償金の割合は18～24%（84～86年）へと上昇したという(注27)。

しかし，LFA農家への直接補償はこのECの75年指令に基づくものだけではなく，様々な直接支払がなされているのは，フランスもイギリスやドイツと同様である。80年には英独と同様にLFA農家を主な対象とした繁殖雌牛生産補償金や羊生産補償金制度が導入され，92年のCAP改革で農産物の価格が引き下げられるとその見返りとしてこれらの補償金が引き上げられ，所得維持政策としての重要性が増大していった。第５図からは，80年代後半以降，農産物価格引下げとともに農業所得に占める補助金の割合が急上昇し，もはや直接所得補償なしにはLFAの農業経営は成り立ちえない構造になっていることがよくわかる。

c．LFA補償金等が農業維持に果たす役割

また，先の第４図はフランスの利用農地面積が80年代後半以降大きく減少していないことを示しており，全国的にみた場合，LFA補償金をはじめとする種々の補助金

第5図　フランスの粗放型畜産経営の農業所得に占める補助金の割合

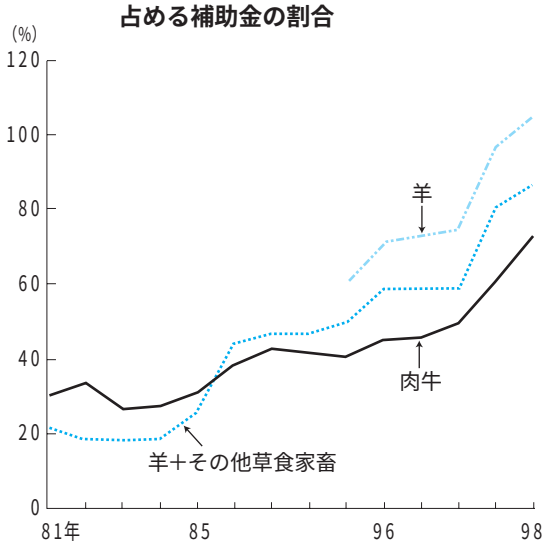

出典　石井圭一（2002），97頁
原資料　Ministère de l'agriculture et de la forêt, Les comptes départementaux et régionaux de l'agriculture.

が農業維持に対して持つ効果は大きいことが推測される。是永も，79年と88年のセンサス・データの比較から，農業経営の減少は山岳地域（22%）の方が全国平均（19%）よりやや大きいものの，山岳地域の農用地面積の減少は３%にとどまり全国平均と同じであったこと，全国では牛の飼養頭数は９%減少したが山岳地域では逆に３%増加したことを指摘している。またこうしたことから，山岳地帯に多い「草地畜産を中心とした農業活動は比較的よく維持されてきたといえよう。そして，このような動向に対しては，上述のような条件不利地域農業政策が，重要な役割を果たしてきたことは疑いのないところである。」と結論づけている[注28]。

（注25） 是永東彦（1994），248頁。
（注26） 同上，271頁。
（注27） 同上，271頁。
（注28） 同上，275頁。

３．EUのLFA補償金制度の教訓
―日本の中山間地域農業政策を改善するために―

それでは，上でみてきたようなEUのLFA補償金制度の実態から，中山間地域等直接支払制度をはじめとする日本の中山間地域農業・農村政策の改善のために我々は何を教訓として汲み取るべきであろうか。ここでは，それについて論じる前に，２つの点を確認しておきたい。なぜなら，この点を見間違うとせっかくのEUの教訓を生かすことができないと考えるからである。

第１点は，日本における中山間地域農業崩壊の原因についてである。近年急速に進んでいる中山間地域農業崩壊の最大の推進力は，なによりも経済的要因，すなわち農産物価格の低下と世代交代に伴う農家の主観的自家労賃評価の高まりがもたらす農業経営の不採算化にほかならない[注29]。農産物価格の低下あるいは世代交代に伴って離農する中山間地域の農家は，東畑（1936）が考えたように過去の行動を慣性的に続ける「単なる業主」では決してなく，チャヤーノフ（1957）やシュルツ（1966）が見抜いたように，自家労働力という稀少資源の価値を自らの基準で評価しながら行動する合理的な経済人なのである。同様に，こうした離農農家の農地が残された農家あるいは新規就農者に集約されてEU諸国のような大規模経営が成立しない主原因は，速水・神門（2002）が考えるような農地の転用期待による兼業農家の貸し惜しみや農協による大規模経営育成の阻害，小農保護的な農政といった制度的あるいは政治的要因ではない。農産物の現在価格あるいは将来予想される価格の下では，耕作条件の悪い中山間地域の多くの農地は大規模経営が成立できるような収益を生まないという経済的要因なのである[注30]。

確認すべき第２点目は，中山間地域農業において全面的な高付加価値農業の展開を期待することはできないということである。農産物のブランド化や産直，観光農園，地産地消運動，農産加工，そして有機農業の展開などを中心とした高付加価値型農業の展開は，もちろん一部においては可能であろうし，そのための生産者の努力とそれ

を支援する政策の必要性は指摘するまでもない。しかし，それによってすべての中山間地域農業の不利性が解消できるかのような議論は非現実的と言わねばならない。このことは，手厚い保護なしには生き残れないEUのLFA農業の現実が何よりも如実に証明している。

以上のことを確認した上で，日本の中山間地域農業政策を改善するためにEUのLFA補助金制度等から得られる教訓はなにかを整理してみよう。

第１の教訓は，現在日本で進んでいる中山間地域の耕作放棄の拡大は，農家あるいは何らかの営農組織への直接支払いによって恐らく防止できるということである。本稿で検討した英独仏各国の経験から明らかなように，手厚い直接補償によって中山間地域(LFA)の農業は維持されている。日本の中山間地域等直接支払制度が多くの農業崩壊地域で効果が発揮できていない第１の理由は，その支払水準が農業収支を黒字化するまでに達していないからにほかならない(注31)。ただし，LFA補償金がLFA農家に対する直接支払いのごく一部しか占めていないように，中山間地域等直接支払制度の交付金だけで農業収支を黒字化する必要はない。むしろEUのように農産物価格の低下に伴ってスライドする補償金や環境保全型農法の導入を条件とした補助金の方が農家の所得を効果的に保証し環境を改善する効果が高いといえよう。

第２の教訓は，いかに手厚い補助をしても，中山間地域の農家の減少は結局は食い止めることはできないということである。農業の構造転換が昔から進んでいるイギリスは別にして，LFA農家への手厚い補助にもかかわらず，ドイツやフランスではLFAの農業経営数は減少を続けている(注32)。日本でたとえ中山間地域農家への補助を相当にかさ上げしたとしても，農家の減少を食い止めることはできないだろう。危機に瀕している中山間地域農家への補助を厚くすることの本質的効果は，農家の減少を食い止めることではなく，離農農家が放出する農地を集約して農業を引き継ぐことのできる経営体をつくることにあるのである。

第３の教訓は，第２の教訓と関連するが，中山間地域政策の目的が単なる農業維持ではなく農村社会の維持でもあるとしたら，離農した元農家あるいは都市からの移住者(青年，壮年，高齢者にかかわらず)が中山間地域で生活できるように総合的な農村開発が不可欠だということである。それらは，農村の各種インフラ(道路等の交通手段はもとより，学校，病院等)や雇用を生む産業の発展を核とした開発である。EUにおける近年の農業政策から農村開発政策への重心の移動はそれを意味しており(注33)，日本でも同様の政策がこれから必要となろう。

そして第４の教訓は，中山間地域農業・社会の維持には兼業農家の再評価が必要だということである。EU各国のLFA政策も当初専業的な農家を主な対象にしていたが，上でみてきた諸論文が明らかにするところによれば，各国とも兼業農家や小規模農業重視の方向に転換している。また，現実の

問題として構造改革が進んでいるイギリスでさえ農外所得のまったくない専業農家はLFAで34%，全国でも31%にすぎないというように[注34]，農業の構造転換においては日本のはるか先を進んでいるEUでも農家の多くは兼業農家である。ドイツのLFAでは農場主の43%が農外就業を主業としている(1985年)。専業農家のみがこれからの農業の担い手であると見なしているような日本の農政のあり方は，特に中山間地域農政においては改めなければならないだろう。兼業農家もまた合理的な農業経営なのであり，特に農業基盤の未整備から大規模農家等の育成が困難な中山間地域農業ではその重要な担い手として兼業農家を支援することには合理的な経済的根拠もある[注35]。

(注29) 須田敏彦(1994，1995，2000)を参照。

(注30) 須田敏彦(1995，2000)，安藤光義(2003)を参照。

(注31) 須田敏彦(2002b)を参照。

(注32) European Commission *The Agricultural Situation in the European Union,* various issues，によれば，87年から97年の10年間でイギリスの経営体数は26.0万から23.3万へと10%の減少にとどまっているが，フランスでは98.2万から68.0万へと31%も減少した。既にみたように，ドイツでは93年から97年の4年間で12%も減少した。

(注33) European Commission (2003)によれば，CAP改革によって「ヨーロッパ型農業(European Model of Agriculture)」を目指すEUは，今後の改革の要点を，①デカップリングによる農家への直接支払い，②より徹底した農村開発政策(a stronger rural development policy)，③大規模農家への直接支払いの引下げにより農村開発資金を捻出する，等としている。

(注34) キャロライン・ソンダース(1996)，15頁，表3。

(注35) 須田敏彦(1994，2000)を参照。

4．結論と残された問題

本稿が最終的な課題とする問題，つまり「直接支払いという方法によって現在崩壊の危機にある日本の中山間地域農業を守ることは可能であるか？」という問いに対する答えは，EUの経験から導くかぎり，「イエス。恐らく可能である。」というものである。しかし農産物価格の低下と農家の世代交代が続くなかでそれを実現するためには，EUのCAPそして英独仏各国の農政が行っているような膨大な財政支出が必要となるであろう。

したがって，国内外において解決すべき問題の一つは，なによりもこの膨大な財政支出を行って中山間地域の農業と社会を守ることに対する国民および国際社会の合意を得ることである。EU諸国は明らかにLFAの農業と農村社会を守ることを認めており，そのために必要な財政支出に対しては国民の合意があるようにみえる。しかし，我が国においては，国民の説得は今後の課題として残されている。またWTOの合意によれば，LFA補償金は緑の政策，そして農産物の価格低下に対する補償金は青の政策に分類されるが，現在進行中のWTO交渉においては，これらの直接所得補償の削減や廃止も議論の対象となっている[注36]。

第２の問題は，中山間地域農業・社会を守ることに国民および国際社会の合意が得られた場合，どのような形でどの程度それを守ることが望ましいか，というものであ

る。EUの場合，LFAでは面積的に草地や自然放牧地が圧倒的に多く粗放的畜産が中心で，非LFAに多い普通作物（穀物や野菜等）とは異なる農業が展開されている。これは，恐らくLFAにおける農地管理を低コストで可能にしており，農業維持のために必要な財政支出額を低く抑えることに貢献していると考えられる。しかるに，日本の中山間地域農業の地目構成は平場とほとんど同じであり（およそ水田55%，畑40%）[注37]，この地目構成を維持したまま圃場条件の悪い中山間地域の農業を直接補償によって保全するには多額の財政支出が必要になろう（極端な例としては，能登半島の千枚田の保全）[注38]。それを避けるために考えられる方法の一つは，中山間地域農業を粗放な酪農や肉牛生産のための草地や放牧地に変えるよう政策的に誘導することである。それによって大型圃場の整備などの多大な投資をすることなく大規模な経営が可能となり，単位面積当たりの必要補助金も水田や一般畑に比べかなり圧縮することが可能となろう。ただし，粗放的畜産も「農業」であることには違いないが，棚田が広がる伝統的な農村空間（景観）や稲作文化の保全，国土保全・自然環境への影響，あるいは食料自給率の向上という観点からすると，果たして粗放的畜産への転換によって農業保護の目的が達せられたといえるのか，という問題が生じる。また，歴史的にばく大な投資をしてつくり上げてきた水田や用排水システムをいったん破壊するとその再構築は困難であり，将来日本の稲作が比較優位を回復した時のことを考えれば，長期的には水田農業を維持し続けた方が経済的にも安くつく可能性もある。中山間地域農業を保護することに国民的および国際的合意が得られたとしても，どのようにしたら限られた財政のなかで望ましい農業・農村社会を維持できるのか，またどの程度まで維持すべきなのかという難問が控えている。

それが解決されたとして，第３の問題として出てくるのは，いったい誰が中山間地域の農業・農村を守るのか，という難問である。既にみたように，EUのような手厚い保護をもってしても中山間地域の農家の減少を食い止めることはできないであろう。イギリスやドイツでは，都市から農村へ向けて人口が移住する傾向があるという[注39]。しかし，日本では相変わらず農村から都市への人口流出が続く一方で，農業生産の一部を外国人労働者が担うような現象が確実に生まれつつある[注40]。ドイツでも，州によっては都市部よりも農村部で外国人の数が増えているという[注41]。筆者は労働力の国際化や国民国家の変容は避けられない必然的流れであると考えているが，国内農業・農村を守ろうとすればするほど国内農業・農村の国際化が進むという現実を直視しなければならない。

生源寺は，食料自給論の核心の一つは国民国家の存在であると正鵠を射た議論をしているが[注42]，その国民国家という「幻想の共同体」（アンダーソン 1997）が日本の社会と文化のコアとされる農村でも崩れはじめているなかで，何のために誰がどのようにそ

してどの程度日本の農業と社会を守るべきなのか，という問いはますます大きくなっていくであろう。我々は，それに対する明確な答えを国民と国際社会に対して示す必要があろう(注43)。

（注36） 服部信司ほか(2003)，18頁による。

（注37） 生源寺真一(1998)，76頁。

（注38） 合田素行(2001)によれば，ある試算によると石川県輪島市の約１haの千枚田を保全するためには人件費などで660万円もの経費がかかるという。

（注39） 生源寺真一(1998)，市田(岩田)知子(1997)による。

（注40） 農業部門で雇用される外国人労働者の数は年々増加しており，(財)国際研修協力機構からの電話ヒアリングによれば，「外国人研修・技能実習制度」を利用して来日した外国人は平成13年度は3,516名（うち畜産566名）であった。

（注41） 市田(岩田)知子(1997)，90頁。

（注42） 生源寺真一(1998)，1～14頁参照。

（注43） 洪水防止や地下水涵養，生物多様性維持は農業保護論の十分な根拠とはいえないだろう。詳細は須田敏彦(2002c)および速水佑次郎・神門善人(2002)，271～272頁を参照。なお，きわめて不十分ながら筆者は試論として，須田敏彦(2001)でグローバル経済のなかで農業を保護する根拠は何かを議論したが，国民と国際社会の合意を得るにはさらに説得力のある論拠が必要となるであろう。

＜参考文献＞

・合田素行(2001)「棚田保全施設の仕組みと『中山間直接支払』」『農林水産政策研究所レビュー』No.1,43～50頁
・ベネディクト・アンダーソン著　白石さや・白石隆訳(1997)『増補　想像の共同体』NTT出版
・安藤光義(2003)「中山間地域における担い手導入をめぐる論点」『農村と都市をむすぶ』1月
・EC委員会編，矢口芳生訳 (1990)『条件不利地域農業をどうする』農林統計協会
・石井圭一(2002)「条件不利地域における直接所得補償の展開論理」石井圭一『フランス農政における地域と環境』農林水産政策研究所
・石光研二(1992)「西ドイツにおける条件不利地域政策」森とむらの会『条件不利地域の農林業政策研究(海外編)』森とむらの会
・和泉真理(1989)『英国の農業・環境政策』富民協会
・市田(岩田)知子(1997)「ドイツにおける条件不利地域対策の行方」『農業総合研究』Vol.51,No.3，65～110頁
・小田切徳美(2003)「中山間地域・農業・農村の構造」『農業構造問題研究』No.1，6～72頁
・小田切徳美編著(2002)『中山間地域の再生をめざす知恵と実践―直接支払制度の活用事例から―』全国農業会議所
・柏雅之(2001)「中山間地域直接支払政策の意義と限界―イギリス条件不利地域政策との比較検討を通して―」『林業経済研究』Vol.47,No.1，27～34頁
・柏雅之(2000)「イギリス条件不利地域政策の展開とわが国中山間地域政策」『農林統計調査』50(10).27～35頁
・是永東彦(1994)「フランス―山地農業への重点的支持制度の展開」是永東彦，津谷好人，福士正博『ECの農政改革に学ぶ』(全集　世界の食料・世界の農村) 農山漁村文化協会，244～278頁
・是永東彦(1992)「フランスにおける条件不利地域地域政策」森とむらの会，前掲書，52～79頁
・T．W.シュルツ著　逸見謙三訳 1966.『農業近代化の理論』東京大学出版会
・生源寺真一(1998)『現代農業政策の経済分析』東京大学出版会
・須田敏彦 (2002a)「中山間支払制度への多様なとりくみの状況」『農業と経済』8月，25～34頁
・須田敏彦(2002b)「中山間地域等直接支払制度の実施状況と今後の課題」『農林金融』3月，2～23頁
・須田敏彦(2002c)「貨幣による農業の多面的機能評価の問題点」『調査と情報』第189号，2月
・須田敏彦(2001)「グローバル経済と日本農業」『農林金融』3月，25～41頁
・須田敏彦(2000)「農業構造の変動条件とその政策的含意」『農林金融』5月，52～75頁
・須田敏彦(1995)「中山間地域農業の崩壊と再編の論理」『農林金融』4月，2～21頁
・須田敏彦(1994)「小規模稲作経営はなぜ存続するのか」『農林金融』7月，2～19頁
・キャロライン・ソンダース(1996)『英国の条件不利地域政策』農村開発企画委員会
・アレキサンダー・チャーヤノフ著 磯辺秀俊訳(1957)『小農経済の原理』大明堂
・柘植徳雄(1999)「イギリスの農村地域政策」田畑保編著『中山間の定住条件と地域政策』農業総合研究所．359～390頁
・津谷好人(1994)「ドイツ―多様な顔を持つ条件不利地域対策」是永東彦，津谷好人，福士正博，前掲書，181～243頁
・東畑精一(1936)『日本農業の展開過程』増訂版　岩波書店
・農林水産省(2002)「平成13年度　中山間地域等直接

支払制度の実施状況及び中間点検の結果について」6月
・服部信司ほか(2003)「ハービンソン・概観ペーパーを中心とする農業交渉の現状とモダリティの展望」『農村と都市をむすぶ』No.618，2月
・速水佑次郎，神門善人(2002)『農業経済論　新版』岩波書店
・ローズマリー・フェネル著，荏開津典生監訳(1999)『EU共通農業政策の歴史と展望』食料・農業政策研究センター国際部会
・福士正博(1995)『環境保護とイギリス農業』日本経済評論社
・福士正博(1992)「イギリスにおける条件不利地域政策」森とむらの会，前掲書，80〜110頁
・F．M.ブラウアー，S．ファン・ベルクム(2001)『EU共通農業政策と環境問題』農林水産省経済局海外情報室
・矢口芳生(2002)「農業における条件不利地とは何か」『農林統計調査』11月，4〜8頁
・European Commission(2003) *CAP reform - a long-term perspective for sustainable agriculture.*
・European Commission (1999) *Council Regulation (EC) No 1257/1999 of 17 May 1999 on support for rural development from the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (EAGGF) and amending and repealing certain Regulations.*
・European Commission Directorate General for Agriculture (DG VI)(1997) *CAP 2000 Working Document Rural Development.*
・European Commission. *The Agricultural Situation in the European Union.* various issues.

(副主任研究員　須田敏彦・すだとしひこ**)**

漁協系統における組織整備と事業・経営の動向

―― 信用事業を中心に ――

〔要　　旨〕

１．漁協系統における組織整備は，組織・事業の強化を目的とした合併と信用事業体制の強化を目的とした信用事業統合という二つの形態で同時並行的に進められており，近年そのピッチを速めている。こうした動きは，水産業協同組合法の改正や「JFマリンバンク基本方針」の策定を契機にいっそう拍車がかかるものとみられる。本稿では，過渡期という微妙な時期ではあるが，こうした組織整備の影響や課題について検討する。

２．信用事業の実績を貯金と貸出金という指標でとらえ，漁協，信漁連のネット合計ベースでの貯金や貸出金残高あるいは漁協利用率の推移からその状況をみた場合，現段階では組織整備の影響はみられない。すなわち，融資シェア上昇のなかでの貸出金の減少傾向は資金需要の減退によるものとみられ，また貯金における利用率にも組織整備動向と連動した動向はみられない等である。なお，信用事業統合率の高い県と低い県の貯金残高推移を比較しても特徴的な傾向はみられず，この点においても影響は認められない。

３．しかしながら，「３～５トン」漁船漁家等の特定漁業階層において漁協利用率の傾向的な低下がみられる。当該層は生産額のみならず，組合員構成においても大きなウェイトを占める階層であり，その意味では漁協の存立基盤にも深くかかわる問題だけに，事情の解明が急がれる。

４．漁協経営の面では，信用事業を実施している漁協と譲渡した漁協における各事業の労働生産性比較において，信用事業を譲渡した漁協に劣後性が認められる。他事業も含めた漁協全体の運営体制見直しが経営課題となっていることを示すものであり，漁協系統が掲げる「事業改革」と「経営改革」の必要性にもつながるものである。

目　次

はじめに
１．組織整備の状況
（1）　漁協合併の状況
（2）　信用事業統合の状況
２．系統信用事業の現状
（1）　漁協貯金と貸出金の動向
（2）　漁協利用の現状
（3）　信用事業の動向
３．信用事業譲渡後の漁協経営
（1）　漁協経営の動向
（2）　収支構造の変化
（3）　経営上の課題

はじめに

1993年以降，事業利益段階でのマイナス状態が継続するなど，漁協経営をめぐる環境は厳しさを増しており，欠損計上，繰越欠損計上漁協の割合はそれぞれ26%，36%に達している（全漁連『2000年度漁業協同組合統計表』）。

こうしたなか，合併に参加する漁協数も98年度以降増加傾向になるなど，漁協系統における事業基盤強化への取組みもピッチが上がってきている。しかし，その脆弱性は概して否めない状況にあることから，漁協系統においては引き続き合併計画を進めることとし，「１県１漁協」ないし「複数自立漁協」体制の早期構築を目標とした合併計画に取り組んでいる。

その一方で，金融自由化の進展等に対応するためには信用事業のトータルコストの削減と機能の拡充が急務であるとして，92年以降，漁協の信用事業を信漁連に譲渡するという形での信用事業統合も同時並行的に進めている。03年２月現在，９都府県で統合が完了し，また残り数漁協というようにまもなく統合を終えるとみられる県もある。信用事業統合は，小規模・零細な漁協の信用事業体制を早期に補完するという意味では有効であるものの，金融機関としての経営健全化を求める「早期是正措置」を受けた緊急避難的な信用事業統合も増加している。こうした場合においては，課題や問題点についての整理・検討が不十分なまま信用事業統合が行われる懸念も残る。

合併や信用事業統合が信用事業や漁協経営に影響を及ぼしているのかどうか，あるいは及ぼしているとすればそれはどのようなものなのか。過渡期という微妙な時期ではあるが，確認してみる意義はそれなりにあるものと思われる。もちろん，店舗や職員の増加等，信用事業の譲渡を受けた信漁連自体の事業収支悪化につながるケースもあり，信漁連の収支動向や事業運営の効率化等の検討も今後の課題となろう。この課題については別の機会に譲ることとし，本稿においては，協同組織の基本的な使命である組合員への利便性提供を「漁協利用」という角度でとらえ，そうした視点も加味し

て組織整備の影響や課題を検討することとしたい。

１．組織整備の状況

(1)　漁協合併の状況

もともと漁協は，漁業権管理を目的として組織された（1901年旧漁業法。当時呼称「漁業組合」）ものであり，その後漁業者の経済的・社会的地位向上のため各種の事業を行うようになったのである。したがって，そうした漁協のもつ歴史的性格が，入り浜単位という宿命的な小規模性をもたらし，組織上の特徴を形づくっていた。このため漁協系統においても，1967年以降98年度に施行された漁協合併促進法まで，数次にわたる行政の支援を受けながら，組織・事業の強化を目的とした合併を進めてきている（第１表）。00年度の合併参加組合数が80組合にのぼるなど，合併参加漁協数は近年増加傾向にある。しかしながら，同年度末における漁協数（1,768組合）が67年当時と比べて３割程度の減少にとどまるなど，農協や森林組合等との比較においては決して順調とはいえない状況である。

しかし，02年４月にスタートした大分県に続いて，鳥取，島根，山口の各県でも検討が始まるなど，最近は「１県１漁協」を目指す動きも急である。水産業協同組合法の改正（03年１月施行）によって，出資金１億円以上，信用事業担当常勤役員１名以上等，信用事業を行うにあたっての条件整備が求められた（経過期間３年）こと，あるいは02年４月から実施された漁協系統における「信用事業における自主ルール」(注1)を受けた動きといえよう。今年度は１月１日現在すでに130組合が参加した22件の合併が実現している。年度間では150組合以上の合併参加が見込まれるなど，こうした動きにいっそう拍車がかかるものとみられている。

（注1） 2002年9月「自主ルール」をもとに「ＪＦマリンバンク基本方針」が策定され，改正再編強化法の施行（2003年1月）とともに発効。現在はこれに基づく取組みが行われている。

第１表　漁協合併の進捗状況

（単位　件，組合）

		合併数	合併参加組合数
漁業協同組合合併助成法	1967～70年度	79	240
同法第１次改正	71～75	58	150
同法第２次改正	76～79	15	33
同法第３次改正	80～84	13	32
同法第４次改正	88～92	23	81
同法第５次改正	93～97	68	242
漁業協同組合合併促進法	98	12	33
	99	19	52
	00	16	80
	01	19	70
	02	22	130
	計	88	365

資料　全漁連調べ（2002年度は03年1月1日現在）

(2)　信用事業統合の状況

前述のように漁協系統では，合併による体制強化とともに，「基本方針」に基づき信用事業の零細性や金融自由化等に対応するものとして「１県１信用事業責任体制」を基本的な方向とする対応を進めている。その一環としての信漁連への信用事業譲渡（信用事業統合）も進展している。その進捗状況を府県別・役職員規模別にみたものが第２表である。統合参加10漁協以上の府県についてまとめたものであり，北海道，山口，

愛媛等の未統合県や1漁協の統合にとどまっている長崎県等は含まれていない。信用事業を譲渡した漁協数は，当然のことながら規模の小さい漁協層ほど多いが，規模別統合率（当該規模における総漁協数に対する譲渡漁協数の割合）に大きな差がないことがみてとれる。

また，府県別の漁協数と統合率の関係を第１図に示した（漁協数が多くしかも統合率の高い三重県を除く）。三重県を除くと「かなり負の相関関係がある」状況（相関係数△0.558）となる。すなわち信用事業譲渡は，漁協数

第1図　府県別信用事業統合状況

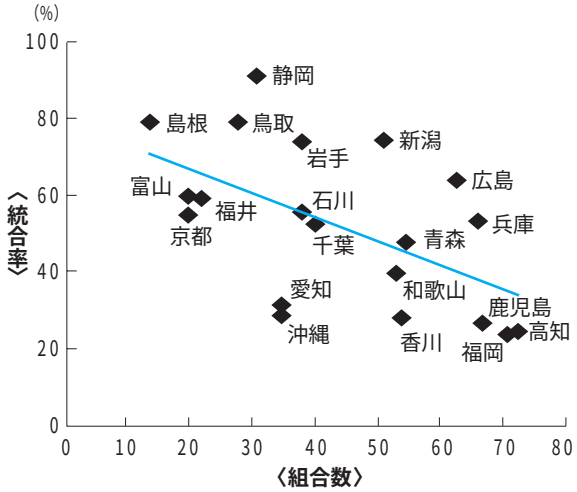

資料　第2表に同じ
（注）　統合率＝信用事業譲渡組合数／総組合数×100

第2表　府県別・役職員規模別漁協信用事業統合状況

（単位　組合，%）

	常勤役職員						府県別漁協数 (b)	府県別統合率 (a/b)
	4名以下	5～9	10～19	20～29	30以上	合計 (a)		
青森	5	10	10	1	-	26	55	47.3
岩手	3	7	11	4	3	28	38	73.7
千葉	6	2	7	3	3	21	40	52.5
新潟	18	17	2	-	1	38	51	74.5
富山	3	4	3	1	1	12	20	60.0
石川	12	7	1	1	-	21	38	55.3
福井	5	4	3	1	-	13	22	59.1
静岡	3	6	9	3	7	28	31	90.3
愛知	4	3	2	2	-	11	35	31.4
三重	41	25	12	1	-	79	109	72.5
京都	5	3	2	1	-	11	20	55.0
兵庫	15	8	5	4	3	35	66	53.0
和歌山	13	5	2	-	1	21	53	39.6
鳥取	4	4	3	-	-	11	14	78.6
島根	7	7	4	1	3	22	28	78.6
広島	29	10	1	-	-	40	63	63.5
香川	11	4	-	-	-	15	54	27.8
高知	11	5	1	-	1	18	73	24.7
福岡	17	-	-	-	-	17	71	23.9
鹿児島	1	5	6	2	4	18	67	26.9
沖縄	1	7	2	-	-	10	35	28.6
合計ⓒ	214	143	86	25	27	495	983	50.4
規模別漁協数 ⓓ	819	427	293	88	118	1,745		
規模別統合率c/d	26.1	33.5	29.4	28.4	22.9	28.4		

資料　全漁連『漁協財務収支構造実態調査報告書』(2000年度)
（注）　統合参加10漁協以上の府県について掲載。9以下は，宮城(1)，福島(2)，茨城(8)，神奈川(2)，徳島(1)，長崎(1)。なお，未統合の北海道，東京，山口，愛媛，大分，宮崎，佐賀，および信漁連のない秋田，大阪，岡山，熊本，1県1漁協の山形は除く。

が多ければ多いほど時間を要する状況となっている。このことは，先にみた規模別統合率に大きな差がないこととあわせ，漁協の自発的な対応というよりはむしろ信漁連等からの働きかけが大きな要因となっていることを示すものと考えられる。そしてその背景には，信漁連と漁協，それぞれにおける事業環境に関する情報量やそれに基づく危機感の差があるものと思われる。

同時に，第１図は信用事業統合に対する取組みの地域的な特徴も示している。１県１漁協の山形も含め，東北から山陰にかけての日本海側（兵庫県も日本海側は全漁協参加）で比較的順調に進捗し，四国から九州・沖縄にかけての地域においてはあまり進んでいないことが読み取れる。日本海側が，相対的に単調な海岸線を背景にもともと漁協数が少ないこと，あるいは漁業不振がより深刻なこと等に起因するものと思われる。

なお大分県は，全漁連が第２表のデータをとりまとめた段階では未統合県となっていたが，02年４月に１県１漁協体制をスタートさせている。さらに，山口県等でも同様の対応に向けた検討が始まっていると伝えられている。「JFマリンバンク基本方針」の発効もあり，こうした合併や統合に向けた動きは，今後いっそう加速するものとみられる。

２．系統信用事業の現状

(1)　漁協貯金と貸出金の動向

漁協信用事業の状況を貯金と貸出金の推移でみたものが第３表である。漁協全体での残高は，貯金，貸出金いずれも92年度をピークに減少に転じている。漁協の組織整備状況でみたように，93年度以降合併や信用事業統合が大きく進展しており，この減少においては信用事業統合，すなわち信漁連への信用事業譲渡が大きく影響している。ちなみに，信用事業譲渡漁協数（累積値）と貯金残高，貸出金残高の相関係数は，それぞれ△0.992，△0.998であり，きわめて強い負の相関を示している。

したがって，漁協信用事業の実態把握にはこの影響を除外してみる必要がある。このため，信漁連も含めた漁協系統全体での動向を把握することとし，別の統計データ

第3表　漁協信用事業の概要

（単位　億円）

	1991年度	92	93	94	95	96	97	98	99
信用事業譲渡漁協数（累積）	-	5	90	179	229	302	368	479	549
貯金残高 事業実施組合	20,608 1,643	21,046 1,616	20,852 1,524	19,648 1,404	18,645 1,314	17,579 1,236	16,943 1,105	15,252 950	14,378 853
１組合平均	13	13	14	14	14	14	15	16	17
貸出金残高 事業実施組合	7,692 1,677	7,703 1,644	7,240 1,568	6,862 1,440	6,505 1,340	6,111 1,266	5,744 1,127	5,318 1,003	4,867 916
１組合平均	5	5	5	5	5	5	5	5	5

資料　水産庁『水産業協同組合統計表』,信用事業譲渡漁協数については全漁連調査

第4表　漁協系統信用事業の実績推移

（単位　億円，%）

			1991年度末	93	95	97	99	01
漁協	貯金	a	22,188	21,849	19,465	17,332	14,800	13,014
	貸出金(注)	b	8,518	8,056	7,384	6,451	5,406	4,296
	貯貸率	b/a	38.4	36.9	37.9	37.2	36.5	33.0
信漁連	貯金	c	21,856	22,201	22,544	22,944	23,909	23,659
	うち漁協	d	18,207	17,448	15,691	14,554	13,038	11,870
	会員の組合員	e	363	978	2,119	3,011	4,352	4,829
	貸出金	f	7,248	6,865	7,691	8,401	8,663	8,034
	うち漁協	g	5,577	4,824	4,832	4,567	4,500	4,008
	同転貸資金原資	h	2,505	2,124	1,845	1,591	1,516	1,302
	うち会員の組合員	i	851	1,175	1,746	2,053	2,260	2,225
	貯貸率	f/c	33.2	30.9	34.1	36.6	36.2	34.0
ネット貯金(a+c-d)		j	25,837	26,602	26,318	25,722	25,672	24,804
ネット貸出金(b+f-g)		k	10,189	10,097	10,243	10,285	9,570	8,322
ネット貯貸率		k/j	39.4	38.0	38.9	40.0	37.3	33.5
漁協貸出に占める転貸割合		h/b	29.4	26.4	25.0	24.7	28.0	30.3

資料　農林中金『農林漁業金融統計』(旧称『農林漁業金融の統計と解説』)から作成
(注)　農林公庫資金を除く。

から貯金や貸出金の動向を整理したものが第４表である。信漁連に対する漁協の預け金(貯金)等，二重計上となる分を控除したネットベースでの貯金，貸出金をあわせて算出している。

これによれば，貯金はペイオフを反映した動きと推測される(注2)01年度の減少を例外とすれば，２兆６千億円前後でほぼ安定的に推移していることがわかる。これをどう評価するかは難しいところである。すなわち，他金融機関における預貯金の動向と単純に比較してみることが妥当かという問題である。年々低下しつつあるとはいえ，沿岸漁家の漁業依存度は00年時点でも45%を超える状況(注3)にあり，水揚げ不振や魚価低迷等漁業特有の要因による影響も大きいと思われるからである。したがって，本稿では他金融機関との比較ではなく，漁協利用率を指標として漁協貯金の実績をみることとしたい。

また，貸出金は若干の変動をともないながらも97年度までほぼ１兆円強の水準で安定的に推移していたが，98年度以降減少傾向を強めている。それとともに貯貸率も39%前後から33%半ばへと急激に低下している。しかしながら，漁業金融における金

第2図　金融機関別融資シェアの推移

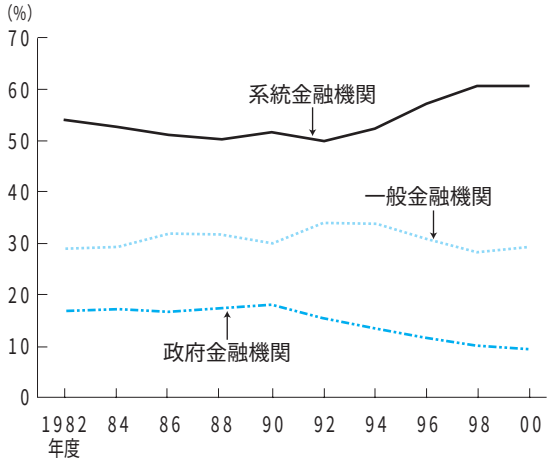

資料　水産庁「水産制度金融の概要」から作成

融機関別の融資動向についてみれば，一般金融機関が融資シェアを維持しているという状況のなか，政府金融機関の融資シェアは急低下しており，漁協系統の融資シェアはこれをカバーする形で高まっている（第２図）。こうした状況も考え合わせれば，貸出金の減少は主として漁業不振，すなわち水揚げの減少や魚価の低迷，あるいは漁業経営体の減少を反映した動きと推測される。とはいえ，貸出金についてもより詳細にその動向を把握するため，漁協利用の状況をみることとする。

第5表　漁業階層別沿岸漁業の状況

（単位　経営体，％，億円）

	経営体数	構成比	漁業生産額	構成比
漁船非使用・無動力	4,823	3.5	46	0.4
動力船１トン未満	34,103	24.6	720	6.9
１～３トン	25,673	18.5	535	5.1
３～５トン	30,969	22.3	1,437	13.7
５～10トン	10,468	7.5	986	9.4
のり養殖	7,045	5.1	1,106	10.5
かき養殖	3,464	2.5	388	3.7
ぶり類養殖	1,279	0.9	1,512	14.4
小型定置網	4,926	3.6	373	3.6
大型定置網	1,045	0.8	1,007	9.6
その他	14,913	10.8	2,386	22.7
沿岸漁業経営体計	138,708	100.0	10,495	100.0

資料　農林水産省『漁業動態統計年表』(2000年),『漁業・養殖業生産統計年報』(同)より作成
（注）　沿岸漁業経営体とは,漁船非使用,無動力船,使用動力船合計総トン数10トン未満,定置網,地びき網および海面養殖の経営体をいう。

（注2） 筆者が「漁協信用事業アンケート調査」の関係でいくつかの漁協を訪問した際，市町村等の団体にペイオフ対策の動きが出てきているとの話をうかがったが，同時に公金貯金の予想外の多さに驚いたものである。

（注3） 農林水産省『平成13年度水産の動向に関する年次報告』参考付表Ⅲ－8（沿岸漁家経済の推移）

（2）　漁協利用の現状

漁協利用状況については，全漁連においても隔年ごとに調査を実施しているが，今回は漁業階層別の動向もわかる農林水産省の漁業経済調査をもとに，漁業者の漁協利用状況をみることとしたい。

検討に先立って，主として漁協の基盤となる沿岸漁業について，各漁業階層の位置づけを簡単に整理しておきたい。漁協との関係を示す指標として，経営体数と漁業生産額をとりあげ，その状況を整理したものが第５表である。経営体数は漁協組合員数を反映するものとして採用した指標であり，漁業生産額は現状最も重要な事業となっている販売事業の基盤に直結するものとしてとりあげたものである。組合員あっての組織とはいうものの漁協の事業基盤の確保も重要であり，これによって一定程度その位置づけが理解できよう。以下，こうした事情を念頭に検討を進めることとしたい。

ａ．預貯金における漁業階層別漁協利用状況

まず，預貯金についての漁業階層別漁協利用率をみたものが第６表である。中小漁業経営体においては傾向的な動向はみられず，年ごとの利用率の変動はその時々の資金状況によるものとみられる。一方，漁家層においては一定の傾向的な動向が読みとれる。すなわち，「１～３トン」の漁船漁家および「のり養殖」漁家層で利用率の向上

第6表　預貯金の漁協利用率

（単位　%）

		1992年度	96	00
漁家	漁船漁家平均	56.3	54.0	52.1
	動力船１トン未満	53.6	49.7	44.5
	１～３トン	50.0	54.0	56.2
	３～５トン	63.1	54.7	54.1
	５～10トン	61.3	65.1	60.3
	小型定置網	57.7	55.5	54.0
	のり養殖	58.3	59.2	63.9
	かき養殖	72.1	61.9	60.5
	ぶり類養殖	74.6	72.5	60.7
中小	漁船漁業平均	63.8	59.6	65.8
	10～30トン	73.5	71.4	70.4
	30～50トン	76.6	83.5	88.6
	50～100トン	71.4	80.7	63.4
	大型定置網	95.3	96.7	95.8

資料　農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部・企業体の部）」から作成
（注）1．預け先区分は，（漁家の部）漁協貯金・農協貯金・郵便貯金・都市銀行預金・地方銀行預金・その他の預貯金，（中小漁業経営体）漁協貯金・銀行・その他
2．信漁連貯金は「その他の預貯金」に分類される。
3．漁協利用率＝漁協貯金÷預貯金総額×100

第7表　漁協利用率低下階層における金融機関等利用状況
――預貯金預け先別構成比――

（単位　%）

		1992年	96	00
動力船１トン未満	漁協	53.6	49.7	44.5
	農協	6.8	11.8	13.2
	郵便局	14.9	14.0	19.0
	都銀	4.3	3.2	1.7
	地銀	16.6	16.8	16.4
	その他	3.7	4.5	5.1
３～５トン	漁協	63.1	54.7	54.1
	農協	4.7	4.0	4.3
	郵便局	10.6	12.7	13.2
	都銀	0.7	2.5	2.9
	地銀	17.5	22.8	20.8
	その他	3.4	3.3	4.6
かき養殖	漁協	72.1	61.9	60.5
	農協	5.0	5.2	4.1
	郵便局	5.5	7.4	10.6
	都銀	1.4	1.2	0.8
	地銀	9.6	11.4	14.5
	その他	6.4	12.9	9.5
ぶり類養殖	漁協	74.6	72.5	60.7
	農協	4.2	4.2	3.5
	郵便局	2.4	1.0	2.3
	都銀	-	0.0	-
	地銀	14.3	20.9	33.5
	その他	4.5	1.5	0.0

資料　農林水産省「漁家経済調査報告」（各年12月末現在）から作成
（注）　漁協が信漁連へ信用事業を譲渡した場合信漁連への貯金となり，「その他」に分類される。

傾向がみられるものの，全般的に低下ないし横ばい傾向にあるということである。とくに，「動力船１トン未満」の漁船漁家および「かき養殖」「ぶり類養殖」漁家層での近年の利用率低下が顕著である。

また，「３～５トン」の漁船漁家における利用率も低下している。この階層は，経営体数においては１トン未満層に続いて多く，また漁業生産額では沿岸漁船漁業のなかでは最も多い階層である（前掲第５表参照）。言い換えれば，一般的な漁協において，組合員層の中心的な位置を占める階層である。どうした事情によるものであろうか。これを探るために，利用率低下が顕著な階層に加え，この階層についても92年以降の動向についてより詳細にみることとした（第７表）。

「動力船１トン未満」漁家については，「農協」と「郵便局」の利用割合増加が大きく，「３～５トン」漁家では「郵便局」「都銀」「地銀」の利用がわずかながらも増えている。農協利用の増加が大きい「動力船１トン未満」層の漁船漁家においては，農業との兼業あるいは漁業依存度の低下等の事情が影響しているものと思われる。また，「郵便局」利用の増加や「都銀」利用の減少傾向なども考え合わせると，身近な金融機関に対する利用ニーズも推測される。

「３～５トン」漁船漁家における漁協の利用率は，94年にかけて減少した後，おおむね安定的に推移している。94年にかけての減少理由は不明である。なお，低い水準であるが「都銀」「地銀」利用が少しずつ増

えており，今後の動向が注目される。

また養殖漁家層では，「かき養殖」において「郵便局」と「地銀」の利用が，「ぶり類養殖」では「地銀」利用の増加割合が大きい。一般に，養殖漁家層の兼業割合は低く，こうした事情も考え合わせると，何らの事情で系統離れが起きていると考えざるをえない。統計上の問題はあるものの(注4)，「動力船１トン未満」「３～５トン」漁船漁家層の他金融機関利用動向にも増して，いかなる事情あるいはニーズによるものかということの解明が必要と思われる。

なお，こうした傾向は，信用事業統合や合併の進捗状況と必ずしも連動したものではないが，今後の動向に留意する必要があろう。

b．借入金における漁業階層別漁協利用状況

同様に，漁家層における借入状況について，その推移をみたものが第８表である。「１～３トン」漁船漁家と「小型定置網」漁家層を除き，おおむね低下傾向を示す階層が多い。なお，低下傾向にある「３～５トン」「５～10トン」「かき養殖」「ぶり類養殖」の各階層について，近年の動向をみたものが第９表である。「３～５トン」漁家層における「銀行」と「庶民的公庫および金庫」，「５～10トン」漁家層における「庶民的公庫および金庫」の躍進が顕著である。とくに，「３～５トン」漁家層においては，96年以降漁協系統資金を上回る融資シェアとなっている。また，「かき養殖」漁家については「銀行」と「農協系統資金」，「ぶり類養殖」漁家については「財政資金」と「銀行」がシェアを上げている。なかには，「ぶり類養殖」漁家における「銀行」借入のように，いったん低下傾向に

第８表　借入金の漁協利用率（漁家）

（単位　%）

	1992年	96	00
漁船漁家平均	40.7	32.6	34.0
動力船１トン未満	20.3	12.2	21.0
１～３トン	41.5	47.5	45.2
３～５トン	37.5	29.7	25.1
５～10トン	58.5	46.8	47.1
小型定置網	48.6	42.5	73.1
のり養殖	34.0	25.7	27.8
かき養殖	45.5	29.1	15.7
ぶり類養殖	58.6	51.3	34.5

資料　農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部）」から作成
(注)1．借入先区分は，財政資金・漁協系統資金・農協系統資金・銀行・庶民的公庫および金庫・個人・その他
2．漁協利用率＝漁協系統資金÷借入金総額×100

第９表　漁協利用率低下階層の借入構造

（単位　%）

		1992年	96	00
３～５トン	財政資金(注1)	26.7	20.8	15.2
	漁協系統資金	37.5	29.7	25.1
	農協系統資金	1.0	1.6	0.4
	銀行	3.7	10.2	19.9
	庶民的公庫・金庫(注2)	25.6	32.6	32.7
	個人	2.5	0.4	3.7
	その他借入金	3.0	4.9	3.1
５～10トン	財政資金	26.9	26.5	26.3
	漁協系統資金	58.5	46.8	47.1
	農協系統資金	0.1	2.3	1.7
	銀行	3.6	5.8	5.9
	庶民的公庫・金庫	8.2	15.9	16.9
	個人	1.1	0.6	0.5
	その他借入金	1.6	2.1	1.6
かき養殖	財政資金	24.8	36.0	29.8
	漁協系統資金	45.5	29.1	15.7
	農協系統資金	-	0.2	9.6
	銀行	9.0	15.4	19.7
	庶民的公庫・金庫	10.7	0.9	15.5
	個人	6.5	3.6	-
	その他借入金	3.5	14.9	9.6
ぶり類養殖	財政資金	11.4	25.8	26.9
	漁協系統資金	58.6	51.3	34.5
	農協系統資金	2.1	2.3	3.3
	銀行	16.4	7.8	20.6
	庶民的公庫・金庫	7.7	6.9	10.1
	個人	3.5	5.0	4.1
	その他借入金	0.3	0.7	0.5

資料　第８表に同じ
(注)1．農林漁業金融公庫資金が主体。
2．住宅金融公庫，中小企業金融公庫，国民金融公庫，労働金庫，信用金庫等。

あったものが97年を境に再度増加に転じているものもあり,注目すべき動向といえる。

資金用途がすべて漁業資金とはいえないまでも,「３～５トン」や「５～10トン」の漁船漁家層等は，生産額のみならず組合員構成においても大きなウェイトを占めるなど，漁協の存立基盤にも深くかかわっている階層である。組合員の動向やニーズの把握は，信用事業に限らず，今後の漁協各事業の展開においても重要な意味を持つ。取引項目によってある程度の差はあるものの,「組合員等の他金融機関における取引情報を集めていない」とする漁協の割合が総じて高かった（７～９割[注5]）状況の改善が進んでいないとすれば，大きな問題といわざるを得ない。今後重要性を増すと思われる営漁指導において，漁協が効果的に機能するためにも組合員の動向把握は重要である。

なお，中小漁業経営体に関しては，漁協の利用率算定は不可能な状況となっており，本稿での検討は省略[注6]する。

（注4）『漁業経済調査報告（漁家の部）』利用上の注意：「養殖漁家については主産地において調査を行っているが，標本数が少ないことから，事例的な調査結果であることに十分留意されたい」

（注5） 尾中謙治（1999）「第17回漁協信用事業アンケート調査結果」『総研レポート』10調一No.6，18頁。

（注6） 長期借入金が「財政資金」「漁協系統資金」「その他」に区分されているが，漁協系統資金に区分されるのは低利の制度資金等に限定されている。したがって，漁協の一般資金が「その他」に区分され，漁協からの借入金合計の把握ができない状況となっている。

（3） 信用事業の動向

次に，先にみた合併や信用事業統合等の組織整備が信用事業に影響を与えているのかどうかについて検討してみたい。信用事業の実績をあらわす代表的な指標としては，貯金残高と貸出金残高の推移が考えられる。いずれも漁獲実績や魚価等漁業の状況に左右されるものであるが，今回はよりその影響を受けにくいと思われる貯金に限定してその状況をみてみたい。

信用事業統合の影響をみるために，信用事業統合率上位10県（以下「統合県」と表現）と未統合ないし統合率の低い10県（以下「未統合県」と表現。前掲第２表参照）の貯金残高推移を比較したのが第３図である。個別の府県でみれば，「統合県」「未統合県」とも県によるばらつきがあるが，「統合県」のほうが「未統合県」よりもむしろ順調であり，現状信用事業統合による悪影響はみられないといえるのではないだろうか。もちろん，前述のとおり信用事業統合の進捗状況

第3図　「統合県」と「未統合県」のネット貯金比較

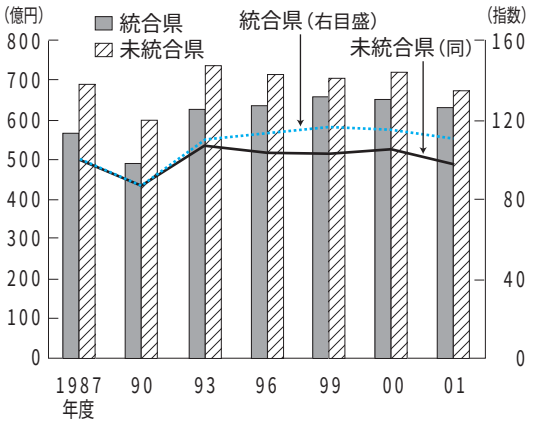

資料　農林中金『農林漁業金融統計』から作成
（注）1.　ネット貯金は便宜上「漁協貯金＋信漁連貯金－漁協の系統預け金」で算出。
2.　北海道・東京は未統合だが，他県比で規模が違すぎるため除外。
3.　1987年の貯金残高を基準に指数化（右目盛）。

にはかなり地域性があることから，漁業そのものの状況や貯蓄性向等，他の影響も考えられる状況にある。こうした前提つきでの推論である。

第10表　信用事業総利益の推移（事業実施１組合平均）

（単位　千円）

	1995年度	96	97	98	99	00
事業収益	51,196	36,479	33,239	33,499	31,951	37,400
事業直接費	36,505	23,226	19,312	18,258	19,456	23,562
事業総利益	14,691	13,253	13,926	15,240	12,495	13,840

資料　全漁連『漁業協同組合統計表』(1995～2000年度)から作成
(注)　全漁連の集計組合ベースの数字を事業実施組合ベースに修正。

なお，合併の影響を判断するのはより困難な状況にある。合併が進んでいるのは，長崎，三重，山口などの県であるが，これら各県の貯金残高推移から何らかの特徴や傾向を推察することは難しい。

合併，信用事業統合いずれの場合においても，主として店舗の統廃合や人員等推進体制の変更が信用事業の実績に影響を及ぼすものと考えられる。しかし，合併や信用事業の統合後間もない場合においては，これらの点でそう大きな変更が行われることは少なく，大きな影響がない状況というのもある意味当然かもしれない。漁協等系統団体訪問時に，信用事業譲渡に伴う「事業推進（事業量拡大）に向けたインセンティブや参画意識の希薄化が心配」との話を聞くこともあったが，その影響が出てくるのはむしろこれからであり，この点について今後十分対応していく必要があろう。

３．信用事業譲渡後の漁協経営

(1)　漁協経営の動向

冒頭にも触れたように，93年以降事業利益段階でのマイナス状態が続いており，漁協経営は厳しさを増している。しかも，2000年度においては人件費を中心とする事業管理費の伸び（95年対比103.7％）が事業総利益の伸び（同100.7％）を上回り，事業利益の赤字幅も増大している。こうしたなかで，信用事業における事業総利益は同59.9％と大きく落ち込んでいる。(注7)

しかし，これには信用事業統合の影響が含まれる。この影響を除いてその動向をみるために，作成したのが第10表である。2000年度の信用事業総利益は，95年対比でも94.2％の水準を確保しており，それほど大きな落ち込みをみせてはいないことがわかる。とはいえ，その利益水準は部門人件費相当額にとどまっており(注8)，事業管理費を控除した事業利益段階ではおそらくは赤字であろう。

（注7）　全漁連（2000）『漁業協同組合統計表』

（注8）　同統計表によれば，事業実施漁協1組合当たりの信用事業総利益は1,400万円弱であり，同部門の人件費とほぼ均衡（所要人員2.61人，平均人件費520万円）。

(2)　収支構造の変化

それでは，こうした状況にある信用事業の譲渡が漁協経営にどのような影響を及ぼしているのだろうか。全漁連が実施している「漁協財務収支構造実態調査」(注9)でみてみることとする。ちなみに，信用事業実施漁協，譲渡漁協それぞれの１組合平均の損益状況を比較したものが第11表である。信用事業譲渡にともない，当然のことながら事

業収益から事業管理費にいたる各項目について譲渡漁協が実施漁協を下回っている。そして，財務収支の赤字幅拡大，事業外収支の黒字幅拡大が特徴的な動向となっている。すなわち，信用事業譲渡にともない事業資金や信用事業譲渡特別資産勘定見合いの借入が必要となることによって支払利息が増加し，その一方で出向職員にかかる人件費，店舗家賃，あるいは事業利益還元等，信漁連から受け入れる事業外収入が増加しているのである。

しかし，信用事業譲渡が漁協全体の事業利益や経常利益にどのような影響を与えているかまでは読み取れない。信漁連の事業利益還元の水準や姿勢に差があるほか，調査対象漁協の規模別分布状況や地域性に左右される側面もあり，単純な比較は困難だからである。とくに後者については，「信用事業統合の状況」（第１章第２節）でみたとおり，統合そのものについての考え方や進捗状況について地域差が大きいということがある。とりわけ北海道や長崎県等有力漁業県の多くが実施漁協に含まれるという特徴があり，事業収益段階においても信用事業相当分以上の差異が生じる等，漁協の全般的な事業基盤の違いを感じさせる状況となっている。とくに，各部門とも全国平均の約2.5倍の事業規模をもつ北海道漁協の存在が，平均値に及ぼす影響は否定できない。

それはともかく，信用事業譲渡による他事業への影響を別の問題とすれば，信用事業譲渡の漁協収支に与える影響は以下のとおりである。すなわち，マイナス要因は，基本的には同部門の事業純利益相当分の喪失と事業資金等運転資金借入にともなう支払利息の負担であり，一方プラス要因は，信漁連からの事業利益還元と店舗家賃収入等である。そして，信用事業において事業利益の計上が見込めない現状（注８参照）では事業利益の還元は期待できず，その前提で経営のあり方を考える必要があろう。

第１１表　信用事業譲渡漁協と実施漁協の収支状況比較

（単位　千円）

	譲渡漁協－実施漁協			
	1997年度	98	99	00
事業収益	△120,145	△247,253	△414,464	△220,884
信用事業	△56,647	△40,190	△44,266	△31,741
販売事業	△27,735	△42,531	△131,934	△75,731
購買事業	△57,093	△96,326	△144,751	△94,170
その他経済事業	49,467	△44,299	△62,939	64
その他	△28,137	△23,907	△30,574	△19,306
事業直接費	△105,337	△210,625	△367,139	△208,314
事業総利益	△14,807	△36,648	△47,325	△12,570
事業管理費	△15,331	△30,518	△20,226	△7,611
事業利益	523	△6,131	△27,099	△4,960
差引財務収支	△6,238	△2,402	△3,110	△2,980
差引事業外収支	5,997	10,771	13,014	2,213
経常利益	281	2,240	△17,195	△5,727

資料　全漁連「漁協財務収支構造実態調査報告書」(1997～2000年度)
(注)　信用事業譲渡漁協（１組合平均）の数値から信用事業実施漁協(同)の数値を差し引いて算出。

(注9)　当調査は，水産庁の委託を受けて実施しているものであり，事業部門ごとの収支や財務状況等漁協経営の実態について調査している。97年度以降の調査は，信用事業実施漁協（以下「実施漁協」という）と信用事業譲渡漁協（以下「譲渡漁協」という）に区分して実施しており，報告書のなかでその比較も行っている。調査対象漁協は，貯金の平均残高（譲渡漁協については譲渡前貯金残高）規模別に4ランクに区分し，それぞれ25組合前後を選定している。

(3)　経営上の課題

ちなみに，実施漁協と譲渡漁協それぞれについて，１組合平均ベースで職員総数（常勤役員を含む）と事業ごとの労働生産性を比較したものが第12表であ

る。これによれば，譲渡漁協における労働生産性の低さが顕著であり，実施漁協のおおむね６割程度の水準にとどまっている。こうした状況は，職員総数がほぼ同規模となっている一方で，譲渡漁協における各事業の事業収益が実施漁協のそれを下回っていることに起因するものである。

これについては，漁協としての事業基盤の影響というよりも，むしろ何らかの事情で余剰人員を生じていると考える方が自然だろう。譲渡漁協だけがもともと信用事業に余裕人員を抱えていたとは考えられず，何か別の事情があるはずである。例えば，市場業務を営む漁協においては，往々にして同市場運営のピークに合わせた総人員体制，すなわち，開市時には信用事業担当職員等も含め全員動員することを前提にした人員体制をとることが多い，等々である。

こうした場合も含め，労働生産性における譲渡漁協の劣後は，信用事業の譲渡に伴い，他事業を含めた漁協全体の運営体制の見直しを迫っているものと考えられる。漁協系統においても，事業改革(県域一段を基本とした事業二段への再編）と経営改革（経営の効率化と健全経営の実現）に取り組むこととしている。この場合，組合員ニーズへの対応や青年部・婦人部等各種の組織活動レベルに支障をきたさないような仕組みづくりが重要となる。場合によっては，事業ごとに違う体制が考えられてもいい。

信用事業においても同様である。今後金融機関に求められる諸条件は，機能面ばかりでなく体制面等多岐にわたって，さらに厳しさを増すものと思われる。「最近の自己査定，コンプライアンスマニュアル，ディスクロージャー等々，正直言ってついていけなくなってきています(注10)」というのが現実であろう。あらためて，組合員・漁業者のために漁協が果たすべき機能は何かを問い直し，そのためにどういう体制が必要とされるのかという視点での検討が必要なのではないだろうか。もちろん，機能発揮の前提となる「経営の効率化と健全経営の実現」のためにも，業務の「選択と集中」も含めてのことである。

第１２表　信用事業譲渡漁協と実施漁協の生産性比較
――１組合平均ベース――

		譲渡漁協／実施漁協			
		1997年度	98	99	00
正組合員数		0.98	0.95	0.88	0.84
常勤役員および職員数		1.05	＊1.68	0.92	0.97
労働生産性	信用事業	…	…	…	…
	販売事業	0.67	0.76	0.45	0.62
	購買事業	0.58	0.66	0.70	0.71
	その他経済事業	1.26	0.70	0.53	0.68
	その他(共済･指導)	0.38	0.49	0.43	0.67
	計(管理を含む)	0.74	0.37	0.54	0.68

資料　第11表に同じ
(注)1．労働生産性＝各事業の事業収益／各事業の担当職員数
2．＊印については､特定漁協の影響(職員50名以上の漁協が６組合含まれる)との全漁連補足説明あり。

（注10） 北海道・常呂漁協吉田信用部長談，農林中金『推進情報』2001年秋季号 No.68

〈参考文献〉
・全漁連（1997～2000）『漁協財務収支構造実態調査報告書』
・廣吉勝治（1999）『北海道における漁業協同組合の再編方向に関する基礎的研究』北海道漁協研究会
・全漁連（1971）『水産業協同組合制度史』

（主席研究員　出村雅晴・
でむらまさはる）

最近の個人預貯金動向

１．はじめに

日銀の資金循環勘定によると，2002年９月末における家計部門の金融資産残高の前年比伸び率は株価下落による影響等で△0.4％となり，01年９月末以降減少している。うち預金は1.1％となっており，00年12月末から横ばい傾向にある。金融資産に占める預金の割合は，01年３月末の50.4％から02年９月末の52.0％へとやや上昇している。以下では，個人預貯金の動向について農協と他業態を比較しながら分析することとする。

２．個人預貯金の動向

業態別に01年度下期から02年度上期にかけての個人預貯金の伸び率をみると（第１図），農協は01年11月末の2.7％から徐々に低下し，02年度上期は３月末の2.3％から９月末の1.4％となった(注1)。都銀は02年４月からの定期性預貯金に対するペイオフ凍結解除の影響で，信用力の低い金融機関からの資金流入により，01年度下期にかけて伸び率が上昇した。しかし02年４月以降は都銀も伸び率が低下した。

02年９月以降は業態により伸び率に変化がみられる。農協はほぼ横ばいで推移しているが，都銀，地銀では低下傾向が続いている。とりわけ都銀は10月以降伸び率が大きく低下している。それに対して，第二地銀，信金では伸び率が上昇している。そのため，02年12月の伸び率は都銀が4.9％と依然高いものの，地銀(2.0％)，農協(1.3％)，第二地銀(1.3％)，信金(0.3％)の伸び率の格差は縮小している。なお，郵便貯金の伸び率は定額貯金の満期金の流出による影響からマイナスで推移しているが，マイナス幅は01年９月末の△6.3％から徐々に縮小し，02年12月末には△1.9％となっている。

個人預貯金の種類別動向をみると，02年３月から４月にかけては大口定期預貯金か

第１図　業態別個人預貯金の前年比伸び率

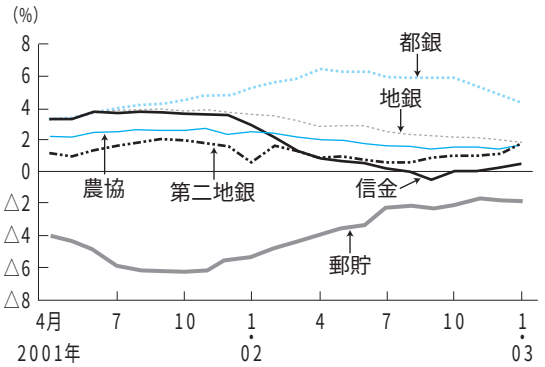

資料　農協残高試算表,日銀ホームページ
（注）1.　農協は一般貯金（貯金−公金貯金−金融機関貯金）
2.　農協は末残,それ以外は平残。
3.　農協のデータは02年12月末まで,それ以外は03年1月。

第２図　業態別個人定期性預貯金の前年比伸び率

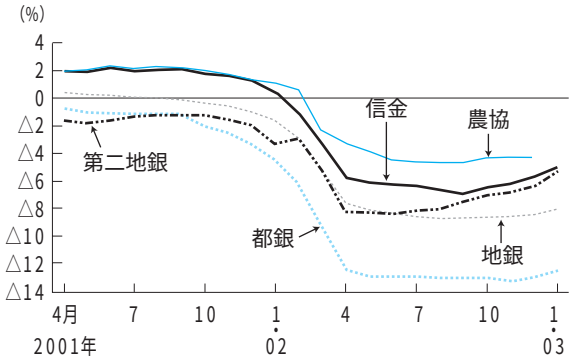

資料　第１図に同じ
（注）　農協は個人以外も含む。

ら流動性預貯金へのシフトがみられた。４月以降，定期性預貯金の伸び率はほぼ横ばいで推移してきたが，第二地銀，信金については02年９月以降マイナス幅が縮小する傾向にある（第２図）。

こうした伸び率の変化には，当初03年４月に予定されていた全面的なペイオフが05年３月まで延期されたこともあり(注2)，業態間の資金流出入の動きが緩やかになったこと等が影響しているものとみられる。

（注1） 貯金全体から公金貯金，金融機関貯金を差し引いた一般貯金のデータによる。

（注2） ただし，05年4月以降も「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という3条件を満たす決済用預貯金（当座預貯金等）については全額保護される。

３．農協の伸び率低下要因

平成14年度第２回農協信用事業動向調査(注3)によると，農協の個人貯金の伸び率は02年３月末の2.3%から９月末の1.7%へと低下している。集計農協の62.2%で伸び率が低下しており，その要因としては，「貯金財源の伸び悩み」（72.5%），「借入金の償還に充てるための貯金の取り崩し」（48.0%），「生活資金に充てるための貯金の取り崩し」（47.5%），「ペイオフに伴う他金融機関への預け替え」（46.6%）が多く挙げられている（第３図）。長期化する不況により貯金財源が伸び悩むなかで，借入金の償還，生活資金に充てるための貯金の取り崩し等が，個人貯金の増減に影響しているものとみられる。

（注3） 全国の資金観測農協の協力をえて，年２回実施しているアンケート調査。平成14年度第２回調査は02年11月に実施。調査対象は405農協，集計対象は379農協。

第３図　個人貯金伸び率低下の要因（2002年3～9月末）

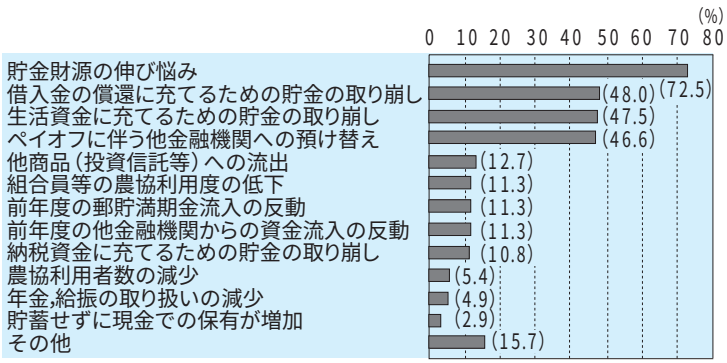

資料　「農協信用事業動向調査」
（注）　回答数は204農協。

４．まとめ

家計部門の金融資産は減少傾向が続いている。今後も長期化する不況の影響から生活資金に充てるために預貯金を取り崩す等の動きが出てくるものとみられ，個人預貯金全体の伸び率は横ばいないしは低下していくものとみられる。

こうしたなか，03年度は個人利用者にとって個人向け国債（発行予定額１兆5,000億円）や地方公共団体が地域住民等の個人向けに販売するミニ公募債（同2,600億円）といった選択肢が増加する。国や地方公共団体が発行している安心感等から購入が進むものと思われる。また低金利に満足できない一部の個人利用者は，引き続き対外証券投資や外貨預金等の購入を進めるものとみられ，03年度はこうした個人利用者の動向にも注意する必要があろう。

（研究員　長谷川晃生・
はせがわこうせい）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(65)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(65)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(65)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(66)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(66)
6．農業協同組合　主要勘定……(66)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(68)
8．漁業協同組合　主要勘定……(68)
9．金融機関別預貯金残高……(69)
10．金融機関別貸出金残高……(70)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1998. 1	**28,443,273**	**8,041,702**	**12,136,261**	**6,493,670**	**10,144,724**	**17,374,472**	**14,608,370**	**48,621,236**
1999. 1	**26,612,829**	**7,331,312**	**13,534,376**	**3,980,308**	**12,715,113**	**14,414,634**	**16,368,462**	**47,478,517**
2000. 1	**32,200,296**	**7,115,140**	**11,114,889**	**3,840,890**	**15,278,511**	**20,473,221**	**10,837,703**	**50,430,325**
2001. 1	**32,830,203**	**6,570,748**	**14,514,446**	**2,835,261**	**20,633,302**	**22,591,096**	**7,855,738**	**53,915,397**
2002. 1	**38,330,360**	**6,116,517**	**8,635,131**	**1,279,782**	**22,907,517**	**24,807,763**	**4,086,946**	**53,082,008**
2002. 8	38,036,713	5,797,412	8,622,167	1,230,105	22,418,001	21,333,063	7,475,123	52,456,292
9	38,277,942	5,798,306	9,874,640	1,143,684	23,520,480	22,338,020	6,948,704	53,950,888
10	38,932,867	5,785,300	11,327,796	1,187,643	25,218,589	22,219,505	7,420,226	56,045,963
11	38,900,834	5,807,651	11,549,545	1,101,487	26,695,113	21,437,740	7,023,690	56,258,030
12	39,116,134	5,830,862	11,467,780	1,128,617	26,804,149	20,459,718	8,022,292	56,414,776
2003. 1	38,981,044	5,841,536	10,948,909	1,032,034	28,028,111	19,878,834	6,832,510	55,771,489

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2003 年 1 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,197,142	13,094	970,354	120	119,958	-	34,300,668
水産団体	1,200,574	-	98,716	4	11,917	-	1,311,211
森林団体	2,478	1	2,814	5	132	-	5,430
その他会員	3,527	-	9,969	-	244	-	13,740
会員計	34,403,720	13,095	1,081,853	129	132,251	-	35,631,050
会員以外の者計	648,095	132,997	428,748	97,909	2,018,393	23,854	3,349,995
合計	**35,051,815**	**146,092**	**1,510,601**	**98,038**	**2,150,645**	**23,854**	**38,981,044**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2003 年 1 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	64,207	899,278	23,305	8	986,799
	開拓団体	3,853	440	-	-	4,292
	水産団体	83,542	34,652	47,732	304	166,229
	森林団体	12,807	15,651	2,699	74	31,232
	その他会員	-	422	160	-	582
	会員小計	164,410	950,442	73,896	386	1,189,134
	その他系統団体等小計	359,639	34,345	176,496	579	571,059
	計	524,049	984,787	250,392	965	1,760,193
関連産業		2,689,518	218,282	2,778,013	53,670	5,739,482
その他		12,132,202	83,170	163,533	254	12,379,159
合計		**15,345,769**	**1,286,239**	**3,191,938**	**54,889**	**19,878,834**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2002. 8	3,787,548	34,249,165	38,036,713	371,090	5,797,412
9	3,630,841	34,647,101	38,277,942	279,810	5,798,306
10	4,414,671	34,518,196	38,932,867	338,150	5,785,300
11	4,118,470	34,782,364	38,900,834	239,130	5,807,651
12	4,157,104	34,959,030	39,116,134	197,410	5,830,862
2003. 1	3,923,293	35,057,751	38,981,044	349,400	5,841,536
2002. 1	4,126,759	34,203,601	38,330,360	211,980	6,116,517

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2002. 8	162,032	1,068,073	22,418,001	8,024,362	113,853	1,000,100	5,064,494
9	88,537	1,055,147	23,520,480	8,470,512	29,092	101,900	4,171,061
10	120,374	1,067,268	25,218,589	8,407,219	44,491	377,400	3,724,143
11	164,250	937,237	26,695,113	9,518,025	67,834	150,800	2,815,688
12	169,857	958,759	26,804,149	9,567,873	68,965	70,200	1,989,905
2003. 1	88,085	943,947	28,028,111	10,307,051	72,805	76,000	1,286,239
2002. 1	70,724	1,209,057	22,907,517	8,594,945	138,385	-	10,308,570

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
　　３．預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2002. 8	51,545,564	49,713,779	157,810	35,098	1,054,512
9	51,270,241	49,561,368	158,290	44,274	1,058,118
10	51,103,830	49,385,116	176,150	43,753	1,044,107
11	51,077,822	49,367,990	197,770	43,746	1,044,258
12	51,854,274	49,814,725	148,490	43,770	1,044,258
2003. 1	51,373,927	49,657,326	150,950	43,589	1,044,259
2002. 1	50,610,274	49,030,166	224,160	19,755	1,012,557

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2002. 7	19,881,398	54,293,551	74,174,949	756,611	584,952
8	20,081,827	54,227,432	74,309,259	754,310	580,624
9	19,892,701	53,980,232	73,872,933	757,670	583,187
10	20,424,729	53,782,370	74,207,099	741,373	566,394
11	20,369,771	53,850,452	74,220,223	721,902	549,161
12	20,810,682	54,370,481	75,181,163	685,560	519,982
2001. 12	17,728,868	56,859,110	74,587,978	775,117	591,494

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
　　３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
712,084	2,245,311	1,124,999	4,168,683	52,456,292
611,624	1,667,752	1,124,999	6,190,455	53,950,888
305,358	2,032,544	1,124,999	7,526,745	56,045,963
377,878	1,955,773	1,224,999	7,751,765	56,258,030
238,939	2,267,258	1,224,999	7,539,174	56,414,776
391,998	1,556,145	1,224,999	7,426,367	55,771,489
398,837	1,623,482	1,124,999	5,275,833	53,082,008

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
13,047,270	3,157,173	64,124	21,333,063	463,909	92	5,897,169	52,456,292
15,035,272	3,069,269	62,416	22,338,020	517,437	-	6,300,275	53,950,888
15,349,143	3,086,201	60,016	22,219,505	469,794	-	6,528,542	56,045,963
15,432,870	3,124,366	64,814	21,437,740	621,556	-	6,183,500	56,258,030
15,224,524	3,181,481	63,806	20,459,718	495,525	-	7,387,603	56,414,776
15,345,768	3,191,938	54,888	19,878,834	568,424	-	6,115,283	55,771,489
11,144,046	3,282,945	72,202	24,807,763	350,044	-	3,598,517	53,082,008

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
47,949	34,454,163	34,378,291	10,000	361,841	12,812,869	5,370,836	513,827
53,572	33,911,932	33,789,054	30,000	364,141	12,748,456	5,666,306	697,034
49,355	34,039,713	33,954,749	10,000	366,941	12,634,186	5,555,445	693,391
49,997	33,998,290	33,922,960	-	364,741	12,683,574	5,521,213	695,980
110,211	34,568,665	34,477,082	-	363,882	12,776,921	5,567,000	699,591
52,663	33,869,787	33,797,484	-	364,283	13,113,455	5,538,794	701,000
52,447	33,265,413	33,167,322	-	399,588	13,123,424	5,402,248	497,937

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
358,261	50,223,349	49,985,391	3,934,466	1,221,314	21,537,185	403,861	1,048
339,030	50,384,543	50,137,907	3,846,245	1,143,383	21,556,677	402,506	1,047
359,553	50,041,790	49,771,905	3,823,735	1,163,222	21,555,206	400,244	1,047
339,523	50,423,042	50,185,948	3,735,227	1,104,395	21,497,159	401,386	1,039
345,242	50,386,850	50,144,477	3,712,256	1,105,835	21,472,610	394,822	1,039
417,652	51,292,407	50,965,889	3,653,773	1,075,029	21,348,785	383,821	1,038
391,883	49,932,684	49,609,790	4,001,303	1,227,777	21,719,031	417,353	1,146

４．有価証券の内訳は電算機処理の関係上，明示されない県があるので「うち国債」の金額には，この県分が含まれない。

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2002．10	2,319,856	1,793,923	59,310	59,923	12,735	1,397,293	1,362,123	195,499	804,595
11	2,288,080	1,764,668	59,811	59,967	12,182	1,372,016	1,336,745	189,618	794,545
12	2,307,674	1,763,593	59,074	60,381	12,481	1,403,218	1,352,470	180,729	791,844
2003．1	2,270,044	1,753,597	57,700	60,442	12,651	1,375,353	1,340,967	178,289	781,578
2002．1	2,374,667	1,930,150	45,559	53,220	9,704	1,434,294	1,399,305	218,684	803,819

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2002．8	1,210,143	762,900	345,718	266,992	146,551	7,816	1,067,439	1,025,950	19,702	442,069	20,014	547
9	1,205,048	758,078	347,238	266,669	146,132	8,458	1,068,292	1,028,034	19,198	441,241	19,859	542
10	1,240,417	780,471	340,835	261,266	145,514	9,222	1,097,081	1,058,638	19,139	436,604	18,593	526
11	1,202,771	750,282	332,546	253,399	145,150	8,766	1,062,450	1,027,897	18,698	429,122	20,161	516
2001．11	1,323,594	875,453	417,056	305,578	157,184	8,374	1,191,589	1,124,179	21,048	497,910	22,551	705

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**2000. 3**	**702,556**	**480,740**	**2,090,975**	**1,742,961**	**598,696**	**1,020,359**	**191,966**	**2,599,702**
	2001. 3	**720,945**	**491,580**	**2,102,820**	**1,785,742**	**567,976**	**1,037,919**	**180,588**	**2,499,336**
	2002. 3	**735,374**	**503,220**	**2,308,919**	**1,813,848**	**559,895**	**1,028,196**	**153,541**	**2,393,418**
	2002. 1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,397,737
	2	740,538	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	160,020	2,402,185
	3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	4	737,393	508,870	2,536,660	1,807,259	556,826	1,030,509	153,147	2,395,314
	5	736,437	507,972	2,385,365	1,801,789	553,710	1,024,451	151,942	2,382,927
	6	745,194	517,553	2,333,015	1,829,055	561,744	1,035,281	151,983	2,392,298
	7	741,749	515,225	2,324,741	1,793,201	554,918	1,027,822	149,622	2,381,018
	8	743,093	515,456	2,298,403	1,794,202	558,252	1,032,210	149,571	2,379,550
	9	738,729	512,702	2,303,682	1,790,940	563,888	1,031,141	148,848	2,364,776
	10	742,071	511,038	2,288,519	1,766,121	555,937	1,027,347	148,216	2,364,479
	11	742,202	510,778	2,330,478	1,787,612	561,381	1,030,661	148,305	2,350,833
	12	751,812	518,543	2,292,954	1,806,287	571,577	1,047,503	149,872	2,358,176
	2003. 1	P 744,975	513,739	2,309,916	1,770,013	559,209	1,030,489	P 148,183	2,352,340
前年同月比増減率	**2000. 3**	**1.8**	**2.4**	**0.4**	**1.6**	**△5.2**	**1.5**	**△5.0**	**2.9**
	2001. 3	**2.6**	**2.3**	**0.6**	**2.5**	**△5.1**	**1.7**	**△5.9**	**△3.9**
	2002. 3	**2.0**	**2.4**	**9.8**	**1.6**	**△1.4**	**△0.9**	**△15.0**	**△4.2**
	2002. 1	2.7	3.7	3.8	0.3	△2.8	0.6	△11.6	△5.2
	2	2.6	3.4	6.0	△0.0	△1.5	0.1	△12.7	△4.7
	3	2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	4	1.6	3.0	16.8	0.0	△2.7	△2.0	△15.6	△4.0
	5	1.6	2.6	9.1	0.6	△2.1	△1.9	△15.2	△3.6
	6	1.2	2.0	10.0	1.1	△1.8	△2.1	△15.6	△3.3
	7	1.0	2.0	10.1	0.6	△2.3	△2.3	△16.1	△2.3
	8	1.1	2.0	8.9	1.0	△1.3	△1.8	△15.5	△2.2
	9	0.9	2.0	8.3	0.2	△1.2	△2.1	△15.2	△2.3
	10	1.0	1.2	7.8	0.6	△1.2	△2.0	△14.1	△2.1
	11	1.1	1.3	7.5	0.8	△0.4	△1.4	△12.7	△1.8
	12	0.8	1.1	5.9	0.6	△0.3	△1.2	△10.9	△1.9
	2003. 1	P 0.8	1.5	5.4	0.4	0.2	△1.1	P △9.0	△1.9

（注） 1．農協，信農連以外は日銀資料（ホームページ等）による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**2000. 3**	**215,586**	**54,850**	**2,128,088**	**1,340,546**	**505,678**	**687,292**	**142,433**	**9,781**
	2001. 3	**214,983**	**48,879**	**2,114,602**	**1,357,090**	**465,931**	**662,124**	**133,612**	**8,192**
	2002. 3	**212,565**	**48,514**	**2,011,581**	**1,359,479**	**444,432**	**639,808**	**119,082**	**7,006**
	2002. 1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	6,816
	2	211,372	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	121,510	6,865
	3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	4	210,670	47,836	2,149,402	1,334,544	437,513	629,184	115,775	P 6,922
	5	210,774	47,961	2,131,216	1,328,483	434,842	625,897	113,598	P 7,054
	6	210,316	48,489	2,135,807	1,332,366	435,840	627,347	104,857	P 6,723
	7	210,575	49,044	2,128,694	1,327,451	435,002	625,338	102,713	P 6,621
	8	210,781	48,570	2,134,574	1,332,191	436,320	628,292	98,406	P 6,570
	9	210,573	49,693	2,076,697	1,336,721	435,076	629,549	96,509	P 6,866
	10	210,040	48,620	2,086,109	1,329,278	433,633	626,640	96,127	P 6,818
	11	209,860	48,252	2,102,641	1,336,181	435,632	630,283	96,319	P 6,975
	12	208,594	48,674	2,106,930	1,354,569	441,892	638,084	93,079	P 6,188
	2003. 1	P 207,816	48,378	2,086,131	1,340,511	435,883	629,111	P 92,238	P 6,244
前年同月比増減率	**2000. 3**	**0.5**	**△9.2**	**1.7**	**△3.0**	**△4.1**	**△3.5**	**△7.6**	**0.1**
	2001. 3	**△0.3**	**△10.9**	**△0.6**	**1.2**	**△7.9**	**△3.7**	**△6.2**	**△16.2**
	2002. 3	**△1.1**	**△0.7**	**△4.9**	**0.2**	**△4.6**	**△3.4**	**△10.9**	**△14.5**
	2002. 1	△1.1	△7.0	△3.8	0.0	△7.3	△3.2	△10.4	△14.6
	2	△1.3	△4.0	△4.0	△0.1	△4.2	△3.3	△10.4	△14.1
	3	△1.1	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
	4	△1.7	△0.9	3.9	△0.8	△5.0	△4.1	△12.5	P △12.9
	5	△1.5	△1.0	4.2	△0.2	△3.3	△3.4	△12.2	P △13.2
	6	△1.6	△0.0	3.8	△0.5	△2.1	△3.6	△18.8	P △13.0
	7	△1.7	0.1	4.2	△0.7	△2.2	△3.5	△20.1	P △9.0
	8	△1.7	△0.7	4.6	△0.1	△1.4	△2.9	△23.3	P △9.8
	9	△1.9	△0.4	0.2	△1.0	△3.0	△3.6	△24.8	P △9.0
	10	△1.8	△1.0	2.5	△0.5	△2.2	△3.0	△24.3	P △9.4
	11	△1.8	△1.7	3.4	△0.1	△1.8	△2.5	△22.1	P △8.9
	12	△1.8	△0.8	2.7	△0.5	△2.1	△2.6	△24.8	P △9.2
	2003. 1	P △1.6	△1.4	2.7	△0.4	△1.9	△2.4	P △24.5	P △8.4

（注） 1．表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，郵政省ホームページによる。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。